

令和3年第二回定例会

八丈町議会会議録

令和3年 6月10日 開会

令和3年 6月10日 閉会

八丈町議会

令和3年第二回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月10日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
一般質問	7
宮崎陽子君	7
金川孝幸君	10
浅沼隆章君	14
山本忠志君	18
沖山恵子君	27
岩崎由美君	34
山下則子君	44
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
報告第1号の上程、説明、質疑	56

報告第 2号の上程、説明、質疑	5 7
報告第 3号の上程、説明、質疑	5 9
同意第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
議案第 38号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
議案第 39号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
議案第 40号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
議案第 41号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
議案第 42号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第 43号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第 44号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第 45号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第 46号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
議案第 47号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第 48号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
議案第 49号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
議案第 50号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
会議時間の延長	1 0 1
議案第 51号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 52号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
発議第 1号の上程、説明、採決	1 0 5
発言の訂正	1 0 6
承認第 10号の上程、承認	1 0 6
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 0 7
閉議及び閉会の宣告	1 0 7
署名議員	1 0 9

八丈町告示第12号

令和3年第二回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年6月3日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 令和3年6月10日(木) 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

不応招議員（なし）

令和3年第二回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年6月10日（木曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 承認第 5号 専決処分事項の報告及び承認について（令和2年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 7 承認第 6号 専決処分事項の報告及び承認について（令和3年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 8 承認第 7号 専決処分事項の報告及び承認について（令和3年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 9 承認第 8号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第10 承認第 9号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
- 第11 報告第 1号 令和2年度八丈町一般会計継続費繰越額の報告について
- 第12 報告第 2号 令和2年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 第13 報告第 3号 専決処分事項の報告について（国民健康保険給付に係る少額訴訟について）
- 第14 同意第 3号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第15 議案第38号 令和3年度八丈町一般会計補正予算
- 第16 議案第39号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第17 議案第40号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

- 第18 議案第41号 八丈町と畜場条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第42号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第43号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第44号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第45号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第46号 令和3年度旧庁舎解体工事請負契約
- 第24 議案第47号 樫立中之郷線道路改良工事請負契約
- 第25 議案第48号 八丈町立三根小学校特別教室等空調設置工事請負契約
- 第26 議案第49号 棚昇降式消毒保管庫購入契約
- 第27 議案第50号 八丈町基本構想（令和3年度～12年度）・八丈町基本計画（令和3年度～7年度）の策定について
- 第28 議案第51号 町道の路線の廃止について
- 第29 議案第52号 町道の路線の認定について
- 第30 発議第1号 八丈町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 第31 承認第10号 議員の派遣承認について（南大東村訪問）
- 第32 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下 奉也 君	副町長	山越 整 君
公営企業 管理者	佐々木 眞理 君	教育長	佐藤 誠 君
消防長	菊池 邦彦 君	総務課長	菊池 正勝 君
総務課 主幹	高橋 太志 君	企画財政 課長	笹本 博仁 君
税務課長	福田 高峰 君	住民課長	佐藤 真一 君
福祉健康 課長	奥山 勉 君	建設課長	瀬筒 国治 君
産業観光 課長	高野 秀男 君	企業課長	菊池 拓 君
病院事務 院長	菅原 宏幸 君	教育課長	菊池 良 君
会計課長	田村 久美 君	代表委員 監査委員	浅沼 拓仁 君
企画財政 財政係長	沖山 晃 君	福祉健康 厚生係長	菊池 直貴 君
総務課 文書係長	金川 祐子 君		

事務局職員出席者

事務局長	和田 一宏 君	書記	山本 良太 君
書記	大宮 晴香 君	書記 (録音)	鴨川 陸 君
書記 (録音)	西野 めぐみ 君		

◎開会及び開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。よって、令和3年第二回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、9番、10番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より明日6月11日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（山下奉也君） 皆さんおはようございます。行政報告です。

緊急事態等がありまして、この間の会議もことごとくウェブ会議とかテレビ会議になっておりまして、そういう中ではありますけれども、緊急的な部分で2回ばかり出席しております。

4月16日ですけれども、産業労働局と三宅都議のほうへ訪問いたしまして、島しょ農協の関係ですけれども分離独立しまして、八丈の農協も非常に厳しい状況があるという中で、どうかそういう部分で農業振興のためにも農業協同組合の支援につきまして、三宅都議、また、産業労働局のほうにお願いに行っております。

そういう中で、三宅都議の訪問の中で、ここに建設局の奥山道路監いますけれども、この方が樫立出身らしくて、そういう中でも都道の関係、また3月議会で提案させていただきました旧役場の土地売払いとか建物の補償とか、都道があそこに拡幅されますので、そういう部分での三宅都議に以前からそういう土地代とかいろいろお願いに上がっていましたので、そういう八丈支庁から提示があったということで、報告も兼ねて道路監のほうにも今後の都道の整備につきましてお願いに行っております。

6月1日と2日ですけれども、全離島の関係が、離島振興法の改正といたしますか、期限が令和5年の3月末日になっております。10年間の法律ですので、これは恒久法にしてほしいという部分も含めて全離島の総会等がございまして、また今回は正副会長の改選もありまして、どうしても都内で開くということで参加してまいりました。

また、その離島振興法の改正につきまして、国会議員、また自民党本部、また公明党の離島対策本部等で現状の報告と要望に行っておりましてまいっております。

以上です。

◎一般質問

○議長（奥山幸子君） これより日程第5、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。会議規則第62条により質問は3回までとし、質問時間は答弁を含めて1時間以内で行うことといたします。

◇ 宮 崎 陽 子 君

○議長（奥山幸子君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

1番、宮崎陽子さん。

(1番 宮崎陽子君 登壇)

○1番(宮崎陽子君) 皆さん、おはようございます。

初めに、地方議会では、議員定数削減について大激論となっている政治的背景が数々ありますが、八丈町で最初に議員定数削減を行ったのは、昭和45年7月31日、26名から20名に削減されました。その後、昭和58年3月21日、定数20名から16名の削減となり、さらに平成18年5月25日には、3回目の定数削減として16名から14名になった経緯があります。そして今年、4回目となる議員定数削減案が出されました。

その大まかな削減理由としては、このままでは来年度の選挙は無投票当選の可能性あることから、選挙を行うためにも議員定数削減が必要であるという見解でした。しかし、過去の経緯を調べてみたところ、特に大きな議会改革はなく、議員定数を削減することだけが続き、また同じことの繰り返しになることが懸念されています。定数削減を繰り返しているだけでは何の解決策にもならず、定数を削減すればするほど議会不要論が加速していきます。

本来議会は重要なチェック機関であることを明確にし、住民の皆さんに理解を得られるように議会改革を重視していくことが大切です。議会改革の定義は自治体によってその内容が異なりますが、基本的な観点では住民の皆さんに政治へ関心を持っていただき、住民の皆さんと共に町づくりに参加できるような議会での取組が全国各地で問われています。

そして、議会としての機能を発揮するための推進として、議員定数削減、議会基本条例の制定などを進めながら、住民の代表機関である議会活動を住民の皆様理解が得られるように、開かれた議会運営が求められています。議会の機能強化、経費節減、公正性・透明性の確保を念頭に、開かれた議会を目指すためには、単に議員定数削減で解決するのではなく、削減から生じる予算を具体化して、住民の皆さんに還元できるように新たな政策構築が必要だと思います。

実際に議員定数削減による剰余金から予算化した事例として、福島県西郷村議会を紹介させていただきます。まさに議会の意思が反映された住民福祉政策が実現されていました。議員定数削減から生じた予算を住民支援金に充当し、住民の方々へ還元した成功事例です。このように議員定数削減による予算の明確化を図る観点から、ここで私から3つの提案をさせていただきます。

- 1、町立八丈病院医療事務専門スタッフの医療におけるICT利活用のための体制整備。
- 2、八丈島初特別支援学校モデル事業、東京都事業3年契約後の持続的支援と多様性を重視した就職支援。

3、コロナウイルスなど感染症対策を含む八丈町災害対策基金としての積立金。

これらの提案については、過去に私から議会で一般質問した通告内容に準じますが、以上の重要課題について、議会改革の一助としてお諮り願いたいです。議員定数削減で生じた予算を単に一般事業費に充てるのか、それとも起債の償還金に充当されるのでしょうか。削減した予算の根拠を明確にして、具体的に住民の方々へ説明責任を果たす理由が必要だと思います。

議会と執行部は車の両輪とも言われています。議員自らが身を切る改革で議員定数を削減することに対して、町も議会と歩調を合わせ、住民目線の財政再建を協同していく姿勢を改めて求めます。議員定数削減により生じる予算の運用について、町からの具体的な見解をお聞かせください。

次に、昨年度新たに改正されました公職選挙法について。

選挙カー、選挙ポスターやチラシなどの3点セット一部公費負担の法改正は条例制定によりとなっているため、結論的には各自治体で協議して決めるという内容です。そのため町村の有権者数や財政規模、過去の慣例などから一部の町村で公費負担をしないことが問題視されていました。

八丈町で的確な判断を行い、法改正にのっとり選挙公営に関する条例を新たに制定されたことについて、現状を把握されていない方のためにも改めてご説明ください。総務省からの法改正の理由は、町村の選挙における環境改善のためとされております。議員の成り手不足と多様な人材の議会参加の促進は、全国町村議会で求められてきた大きな課題です。

また、公職選挙法で禁止されている寄附行為について、住民の方々から多くの声が寄せられています。政治家は贈らない、有権者は求めない、この基本的な認識を八丈町でも周知することが問われています。以前は選挙に関する寄附だけが禁止されていましたが、法律が改正された現在は、選挙に関する関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は一部例外を除いて禁止されています。

寄附の禁止行為について、選挙管理委員会では取り締まる権限はありませんが、公平な選挙を推進するための機関として、これらの課題についてどのようにお考えなのか、町からの答弁を求めます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） おはようございます。

それでは、議員定数削減から生じる新たな予算化についてを回答させていただきます。

予算編成につきましては、年度ごとに予算編成要綱を作成して、その要綱に基づき予算編成を行ってございます。令和3年度の要綱では、事業費の要求に当たっては職員1人1人が現状を認識した上で、これまで以上に自主財源の確保と歳出削減に努め、事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果が発揮される予算編成をすることとしてございます。そのほか共通事項、個別事項も示しており、その事業等につきましては各課において優先順位づけをした上で予算要求がされてございます。

財政担当としましては、各課とヒアリングをし、可能な限り予算に反映するよう努めているところでございます。ご提案の事項につきましても、議員定数の削減にかかわらず、各課からの要求のあった予算につきましては検討をしてみたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） おはようございます。

1番議員の2番目の質問にお答えいたします。

選挙の公費負担でございますけれども、本議会に条例議案を提出しています。議決後の選挙から適用となり、内容について広報を行ってまいりますのでよろしく願いいたします。公平な選挙の推進につきましては、選挙が公明かつ適正に行われるよう啓発活動を行ってまいりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

◇ 金 川 孝 幸 君

○議長（奥山幸子君） それでは、10番、金川孝幸さん。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） おはようございます。

高齢者及び観光のお客さんなどの島内における移動手段の整備について質問します。

新型のコロナウイルスワクチンの接種が始まっています。ある自治体では、ワクチン接種会場までバスやタクシーによる送迎を行っています。八丈町においても、坂上など会場から

遠く移動手段のない方は困っているのではないのでしょうか。

3月の定例会では、町営バスの藍ヶ江線の廃止や観光のお客さんの足の確保について、多くの議論が交わされました。これらの問題について私も数人の方から相談を受けています。困っているのは観光のお客さんだけではなく、高齢者の移動手段についても何とかしてほしいと悲痛な声が聞かれます。

特に高齢化の進んでいる八丈町で安心して生活するには避けては通れない問題です。高齢により運転免許の更新ができなかったり、自主的に免許を返納した方もいます。今までは好きな場所へ行けていた方が大変不便な思いをしています。公共の交通機関である町営バスは路線が限られ、運行本数も少なく、利用できる町民はほんの一部の人に限定されています。足の悪い人も多く、重たい買物の荷物を持って歩いている方を見かけます。車に乗せてくれる家族や知人がいればいいのですが、買物や通院などで困っている町民は増えています。

移住や定住の取組が行われている一方で、住み慣れた島で生活したいが今のままでは生活できないと、子供の住む島外に転出した高齢の方もいます。幾ら移住者を増やしても、これではざるに水を流しているようなことにはなりませんか。

町営バスは採算性を考えて運行しなければなりません。町民の福祉に加え、観光のお客さんの利便性も考えなければなりません。飛行機や船の発着時刻や町営バスへの接続などを考え、多くの市町村で活用されている小回りの利くコミュニティバスか、乗り合いのバスやタクシーを利用したデマンド交通などの導入を考えなければならぬと思います。町の重要なインフラを整備するために、この問題に取り組む必要があると思いますので、町の考えを聞かせてください。

なお、町営バスだけの問題ではないので、関係する福祉健康課、産業観光課、企業課の各課からそれぞれの立場での回答をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

（企業課長 菊池 拓君 登壇）

○企業課長（菊池 拓君） おはようございます。

それでは、10番、金川孝幸議員の島内の移動手段整備についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもありますように、町営バスは採算性を考えて運行しなければならないことが基本であると認識しております。現状では住民の最低限の生活路線を維持する乗り合い事業におきましては、毎年厳しい経営状況となっております。

このような中、高齢者や観光客のニーズの全てをバス事業で対応することは難しく、将来的なバスの在り方も検討しなければならないと考えており、その中で、島内の移動手段につきましては町全体で検討していきたいと考えております。バス事業におきましては、今後も状況を見ながら利用しやすい方法はどのようなものなのか検討してまいります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 今、代表してということで企業課長が答弁されたそうなんですけれども、はい、お願いします。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） 民生委員をやっていたときに、高齢者の調査を行っていましたが、何のための調査なんでしょうか。困っている方に行政として救いの手を差し出すために実態を調査しているのではないのでしょうか。近くにスーパーのある担当エリアではありましたが、買物などの移動に不安があるとの声を聞いています。移動手段で困っている高齢者の実態を把握しているのであれば、実態とその対応策を教えてください。

次に、町営バスの路線バスについてなんですが、多くのお客さんが乗っているのをほとんど見たことがありません。利用者が少ないのは使い勝手が悪いからです。運行本数と路線に問題があると思います。毎日のように温泉に通う方は見受けますが、1便当たりの平均的な利用者数と、町民と観光のお客さんの利用割合が分かれば教えてください。

○議長（奥山幸子君） 最初は福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） おはようございます。

では、私から10番議員の高齢者の方の移動手段というところで、議員のご指摘のとおり、高齢者の中には認知機能検査等による免許更新の停止や自主返納されて従来と同様の自動車による移動ができず、不自由な思いをされている方がいるということも認識してございます。また、この問題は31年度の9月の定例会におきましても、3番議員からもご質問をいただき、町としても高齢化が進む中、高齢者の移動手段を確保していくことは重要であると回答した記憶が私でございます。

同じような回答となり恐縮ではございますが、現状は移動支援に係るサービスとしまして法体系の中で提供されており、それぞれのサービスに該当要件等が細かく規定されているため、高齢者全体のニーズに当てはまらない、要件を満たさない場合も存在すると考えてございます。町の公共機関は十分ではないとのご意見ですが、現状としましては東京都のシルバ

ーパス、それと八丈町の老人優待乗車券を積極的にご利用いただくようお願い申し上げます。

ただ、町としては既存の制度も積極的に活用しながら、こうした現状を踏まえまして、スピード感を持って各関係機関と協議検討してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

（企業課長 菊池 拓君 登壇）

○企業課長（菊池 拓君） 1日の平均の乗車人数につきましては、2019年度の町勢要覧のバス運行実績のほうの数字を用いまして年間の日数で割ったものになりますが、9万6,100人、年間乗車している計算になります。日数で割りますと1日当たり263人という数字になっております。これは当然シーズンによってばらつきがございますが、一応こういう数字になっております。

○議長（奥山幸子君） 10番。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） 思ったような回答は得られなかったもので、町長に質問します。

南海タイムスが休刊になってから、町の広報や議会だよりを読む人が増えているようです。議会だよりを読んだ人から、多くの議員からいい質問や提案は行われているが、ほとんど実現されていない。町に対して議会は弱いのではないかと厳しい指摘を受けています。

3月の定例会では町民の声の代弁者である3人の議員から、島内の交通に関する質問や提案などがありました。このときの公営企業の課長からの答弁ややり取りを聞いていて、簡単にできないことは分かります。ただ、やる気さえあれば解決できる方法は幾らでもあります。多くの市町村で同じような問題を抱え、それぞれの地域に合った工夫で対応しています。

テレビの旅番組を見ていて、出演者が電話で予約して小型バスが迎えに来てくれるシステムを見てこれだと感じました。特に興味のある取組はデマンド交通です。これは利用者側に立って需要に応え、小型バスや乗合タクシーを活用し、定められたエリアの中で運行時間やコースに加え発着場所を自由にでき、町民だけではなく観光のお客さんも電話すれば近くまで迎えに来てくれるシステムです。

乗り合いになるため、目的地に最短の時間で行くことはできませんが、成功している事例は多くあります。市町村の規模や立地により対応は様々ですが、行政だけではなく民間のタクシー会社と協力して対応しているケースが多いようです。坂上と坂下間は町営バスを利用し、接続時間を合わせて利便性を向上させれば路線バスの利用者も増え、運行本数を増やす

ことも考えられます。

今回3つの課から回答を求めたのは、行政の縦割りがネックになっていると思いますので、課の垣根を越えたプロジェクトチームなどをつくって、各地域の自治会、老人クラブ、婦人会、PTAや観光協会などから運賃やルートなどの意見を聞いて、多くの町民や観光のお客さんの要望に応え、安心・安全な島の生活を守るために対応する気はないのか、町のリーダーの考えを聞かせてください。

○議長（奥山幸子君） 町長。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） お答えいたします。

先ほどから担当課長が申し上げていますように、今縦割りのお話がありましたけれども、これ公営企業として今のバスの現状、人員の問題、バスの車両の問題とか、そういう中でこれを今孝幸議員が言いますように全てやるというのは非常に困難な部分がありますので、縦割りと言われますけれども、やっぱり福祉の面は福祉で考えないと、これは先に進まないなと考えておりますので、公営企業として考えるのか、その辺はまた細かく、先ほどいろんな方面の人の意見を聞くとなると、今の現状では対応できないという部分がありますので、今の福祉で対応している部分に町単独で上乘せするとか、そういう具体的な方法を考えてやっていかないと、路線は残さなくちゃならない、貸切りは残さないとやっぱり今の企業の収入にはならないし、そういう部分も考えて、福祉と公営企業の部分とを切り離して議論していきたいなと考えておりますので、ですから全ての福祉関係の要望に応えるという、どれだけその部分に応えられるかという部分で、福祉課のほうでも検討させたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

◇ 浅 沼 隆 章 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、2番、浅沼隆章さん。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） おはようございます。

早速質問させていただきます。

コロナウイルス感染拡大が始まってもう1年がたちましたが、いまだ感染が終息して、コロナウイルスの感染が分かる前の生活にはまだまだ戻れる気配はありません。この1年間で

コロナウイルスがどのようなもので、どのような対策をすればよいかは少しずつ分かってきたと思いますが、変異株の広がりもあり、感染拡大の防止と経済を動かすアクセルとブレーキはうまく機能していないように思われます。

八丈町の安全と経済活動の活性化は八丈町の仕事であり、その方針を決めるのが対策本部会議であると考えております。昨年から八丈町新型コロナウイルス感染症対策本部会議が設置され、対応を協議されたことでワクチン接種がスムーズに行われていることや、昨年の特別定額給付金の迅速な対応や水道料金の免除をはじめとした町独自の対策には、町民を代表して心より感謝申し上げます。

しかしながら、今後コロナウイルスが落ち着いても、第2、第3のウイルスが蔓延する可能性があります。また何度も一般質問させていただいておりますが、自然災害の脅威は日々不安が募るものとなっております。

そこで質問させていただきます。

1つ目、八丈町は災害対策本部を設置しておりますが、自然災害とウイルス感染症対策では対策本部会議の設置の方法が違うように見受けられます。自然災害とウイルス感染症対策会議で具体的に組織図と決議方法が違うのであれば、どのように違うのかお答えください。

2つ目、災害対策本部会議の構成員に島民の代表である議員が入れないのは、急に会議が行われるため招集が間に合わないかと答弁がありました。その代わり、会議の内容をまとめて情報共有するという事になっていたと思います。災害対策本部会議の内容を早急に共有することは可能でしょうか。

3つ目、組織の構成は町職員以外からの意見も重要であると思います。八丈町の災害対策として組織の見直しを検討するべきと思いますが、町の考えをお答えください。

3つよろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、2番議員のご質問にお答えいたします。

対策本部でございますけれども、災害対策基本法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきそれぞれ設置されております。町の条例でも規定されております。どちらも町長が本部長として町の管理職で構成されております。決議ですけれども、最終的には本部長である町長が決定するという事になっております。

2番目の早急に共有することは可能でしょうかということですね、会議の内容を。こちら

の対策本部の決定事項については速やかにホームページで公開し、防災無線でも放送するよう努めております。

3番目の質問でございますけれども、対策本部では町職員以外の専門家等を会議に出席させ意見を求めることができるようになっておりますので、そちらのほうで対応できるというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 2番。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） ご回答ありがとうございます。

まず、1つ目のほうの質問で、それぞれ設置していますよということで、決定権は町長にあるということでお伺いしました。しかしながら、世界的な有事であるこの現状で、今までと同じとか、なかなかその対応では難しいんじゃないかと思っております。今後の対策本部会議の運営方法の見直しを検討するべきと考えますが、町のお考えをお願いいたします。

また2つ目、速やかにホームページと防災無線で皆さんに知らせているということもあると今回答がありました。その都度決まった内容を連絡するという事は負担になると思いますが、災害対策本部会議の内容を議員の方々に早急に共有することが、島民へ安心を伝える手段でもあると考えております。島民の代表である議員にぜひ早急な情報共有をお願いしたいのですが、改めて町のお考えをよろしく申し上げます。

3つ目、こちらのほうは専門の方を呼べるということで、対応できるというお話今伺いましたけれども、特にこの感染症対策の会議については医師の意見とか、経済活動の現状把握のためには商工会や観光協会から意見を求めるべきと考えますが、町の回答のほうよろしく申し上げます。再質問になります。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは再質問のほうにお答えいたします。

まず、対策本部会議の運営方法の変更等でございますけれども、先ほど申し上げたように、運営本部が町長ほか管理職で構成されておりますけれども、様々な事例に関して専門家等の意見を聞くことができることになっておりますので、その辺のほうは変更については特に考えておりません。

情報の議員の皆様への速やかな共有ということでございますけれども、こちらの情報につ

きましては、なかなかタイミング的にホームページの更新とか防災無線とか、会議の直後に放送やホームページで公表するということはなかなかできない状況でございますけれども、内容についてはそれ以上のものは、こちらで公表できるということじゃないんですけれども、中身についてはそのホームページと防災無線等で公表していることが全てでございますので、その辺のところの公表をなるべく早くというところが望ましいですけれども、なかなか感染症に関しましては、その後にもまた別の事例が出るとかそういうことがありますので、その辺のところはご理解をお願いしたいというところでございます。

あと、対策本部の町職員以外のところに医師等とか観光協会とか商工会とか、そういうことのお話でございますけれども、こちらのほう、医師につきましては実際保健所の副所長、もちろん町立病院の院長のほうからも意見を伺うことは可能ですので、その辺については問題ないというふうに考えております。

また観光協会や商工会、経済の面とかそういうことになりますけれども、対策本部は災害等起こったときになるべく速やかに対応しなければいけないという状況がございますので、その辺、経済面とか産業面のご心配はあるかと思っておりますけれども、それで対応した後いろいろ後手後手になるかもしれませんけれども、そういうところでまたご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 2番。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） 回答ありがとうございます。

1つ目の再質問のほう、なかなか対応が難しいとお話ありましたけれども、有事の際にどれだけ早く迅速に対応するということが大事か、また分かりやすく透明性があって、有事の際の情報がインプットとアウトプットですね、素早くできるという組織体制は構築していかないといけないと、そういうのが望まれていると思うので、その回答をよろしく願いします。

あと2つ目、ホームページと防災無線で流しているから、なかなかそれ以上のことというのはないかもしれませんが、もし可能であればですけれども、情報共有の手法をちょっと考えていただいて、メールやファクス、もしくはホームページに更新しましたよでもいいです。連絡箱がありますけれども、そこに取りに来てもらうとか方法は何かあると思えます。事務負担はなるべく少ない形で、持続可能な方法を検討していただきたいと思っておりますので、ご回答お願いします。

3つ目、こちらのほうは、今お医者さんのほうとか保健所のほう、意見を聞いていくということで、そういう対応をしていただければと思います。

今回は災害時の迅速に対応できる組織体制の構築、議員への情報提供等、提供方法、あと情報を集める手段としての組織体制の見直しについて、こちら3つ質問させていただきました。現状でも町の災害に対する準備は結構やっていると、行っていると思います。

想定外の災害が起こった際の対応については、町の対応が見えないことが多々あります。コロナウイルスの拡大も想像していなかったのだと思っておりますが、災害は想像しないタイミングで今後も起こる可能性があります。事前の対策はどれだけ行っても足りないということはないと思いますので、総合的に町が積極的に災害時の細かい対策の準備や見直しを行う方針があるのか、改めてご回答をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、質問のほうお答えしたいと思います。

対策本部の運営方法とか見直せるところがあればもちろん見直していきますので、その辺のところはよろしくをお願いします。ただ、基本的には対策本部の構成につきましては現状のままというところでご理解、これについては災害対策基本法と新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定されておりますので、その辺のことはご理解をお願いしたいと思います。

議員の皆様への情報共有でございますけれども、これにつきましては議会事務局とご相談させていただきたいと思っております。

また、今後の災害対策でございますけれども、2番議員が言われるとおり、災害対策につきましては町の最重要事項でございますので、その辺のところはいろんなところは見直しをかけていきたいということでございます。よろしくをお願いします。

◇ 山 本 忠 志 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、4番、山本忠志さん。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） おはようございます。

今回は、2点ほど通告をさせていただきました。

1点目はデジタル化の恩恵を全町民にと、いわゆるデジタルディバイドと呼ばれる格差を受けている方々の解消のために町が何かできないかという質問でございます。

本年5月の12日、つい先日ですけれども、参議院本会議におきましてデジタル関連の6つの法案が可決成立いたしました。細かくは省略いたしますけれども、同法が国民生活の利便性向上のためにしっかりとつながるように心より願っておりますが、一方でなかなか進まないのが、高齢者などのデジタル機器に不慣れな方を対象にした支援体制がなかなか進まないということでございます。

つい先日も近所に暮らしております高齢のご夫妻の方に、LINEのやり方が分からないと。あるいはZoomで参加しろと誘われるんだけどどうやったらいかが分からないと。スマホを2人とも持っているものですから、ちょっと教えてあげただけですぐできるようになりました。

すごく喜んでいまして、こういうときは誰か聞く人はないのと聞いたら、息子がいるんだけど、息子は最初はよかったけれども、2回目、3回目と聞くに従ってだんだんぞんざいになってきて、もう聞けなくなっているんだと。こういう方を対象にして、ぜひもうコロナでこういうリモートの当たり前の社会になっているわけですから何とかということで、この質問を上げたところです。

これは実は昨年9月の三定におきまして、このことについては町にただしました。その当時のそのときの回答では、企画財政課長から、老人クラブなどをお願いしてアンケート調査を実施し、何が必要か何ができるかを検討すると、こういう回答がございました。なかなか簡単にはいかないでしょうけれども、その結果がどういう結果であったのか、またそれに基づいてどういう検討があって、これからどうなさるおつもりなのか伺いたいと思います。

それからまた今年度、総務省及び東京都もそうですけれども、スマホ教室などの講習会を計画しています。新聞にもどんどん載るようになってきました。八丈町においても1人も漏れなくデジタル化の恩恵を受けるための講習会、町で無理だったらどこかの民間に委託してもいいと思うんですね。いろいろやり方があると思うんですが、ぜひやっていただきたいなと思うんですけれども、町のお考えを伺います。

それからもう一つ、これはちょっと意味が分からなくて質問載せたんですけれども、八丈町ホームページの中に、八丈島デジタル活用協議会を設立する旨のお知らせが掲載されておりました。これはいいことだと思って詳しく入ってみたんですけれども、何か設立のための規約が載っているだけであって、一体どういう目的で具体的に何がなされるのか、どういう人たちがメンバーになっていくのか、ちょっと不透明感がありますので、この機会に詳しく説明していただければと思います。

2点目に入ります。こちらは後継者育成のために島出身者の採用枠をとということで上げさせていただきました。

八丈町では数年前から高齢化が進んでおりまして、あらゆる分野で後継者の育成が大きな課題となっているところがございます。例えばその中の一つとして、農業の担い手育成事業、これはもう今年で第6期生を迎えるまでになって、今年度の状況を聞きましたら応募された方が9名いて、その中から3名の方が所属するようになったということで、これは町長の施政方針の中にも紹介されておりましたけれども、何人か私も会ったんですけども、檜立に畑があるものですから、あんた誰と言って聞きに行ったら担い手育成ですということで、大変親しくなって、いい若者が来たなというふうに感じておるところでございますが、この事業は確かに後継者の育成にはつながっていると思うんですけども、今後の展望、どうなかっていくおつもりなのか。

ずっとこういう形でいくのか、あるいは表題にも掲げましたけれども、八丈島出身の方というのは担い手育成の対象にはならないのかなと、その辺のところも併せてご回答いただければというふうに思います。

それからもう一つ、町立病院の医療スタッフのことですけれども、いつときは大変医療スタッフ不足で危機的状況だったわけでございますけれども、最近はそれを脱して幾らか緩和されたようになっているようです。どのような取組があったのか、ご苦労もあったと思うんですけども、その辺の苦労話など、病院の事務長さんのほうからお話を伺えればと思います。

さらにもう一つ、保育士不足もありましたね。大変な担当のあの方は苦労なさって、この議会の中でも度々話題になりました。これは今現在どうなのかと、どういうふうな保育士さんの確保についてはどんな状況になっているのか、また今後の課題についてもお伺いをしたいと思います。

また、これらのことに限らず、島全体の中でマンパワー不足というのは、今は落ち着いているとしても、いつまた再燃するとも限らない、こういうおそれもあるわけございまして、長い長期スパンでの人事配置計画というものは欠かせないというふうに思っているところがございます。

そのために、長期的な安定雇用体制を維持するためにも一般募集も当然必要だと思います。島の人ばかりじゃなくて東京からも新しい風を入れて、島の人も内地の方、島外の方も含めて島の後継者育成を充実させていただきたいと思っておりますけれども、この辺総務課長の見解を

伺いたいと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） それでは、デジタル化の関係につきまして回答させていただきます。

まず、昨年12月の議会で老人クラブなどにアンケート調査を実施して情報を収集したいと申し上げましたが、大手の携帯事業者のスマホの保有状況が収集できましたので、アンケートの調査は実施してございません。

その中身ですが、今年の8月現在になります。スマホの保有状況ですが、これは推計値ということで申し上げさせていただきます。80代以上が6%、70代37%、60代58%、30代から50代は70%。20代が100%。10代が51%、これは1歳から9歳は含みません。全体では49%となります。他の事業者の利用もあると思いますので、10代以上のスマホの保有率は50%は優に超えていると考えております。この数字を見ましても、60代以上のスマホの保有率が低い状況でございます。特に高齢者の情報格差の解消が必要と考えてございます。

そのようなことで、八丈島デジタル活用協議会の実証事業案にスマホ教室の実施を入れさせていただいております。今後、協議をしながらスマホ教室の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、八丈島デジタル活用協議会についてですが、目的は島嶼地域の様々な社会課題について、八丈島をモデルにデジタル技術を活用した解決策の検討、推進を図り、有効な取組について他島に順次展開することで、持続可能な島嶼地域の発展モデルをつくることとなっております。

取組体制ですが、東京都と町が事務局となっております。また、ファシリテーターとして地域おこし協力隊の安田さんが委任を受けてございます。協議会の進行役をしたりしていただきます。委員につきましては各種団体からということで、観光協会、商工会、金融、通信事業者など13名となっております。

スケジュールになりますが、明日から予定しておりますけれども、協議会を開催しまして、今年度実施する実証事業について検討いたします。委員から提案いただいた事業、事務局からの案も検討していただきたいと思います。これを契約手続までを含めまして9月末までとしております。10月から確定した実証事業を実施しまして、年度末までに効果検証、

同時に次年度の協議会、事業スキームの検討を行う予定となります。

今年度の実証事業の予算につきましては東京都の予算措置を見込んでございます。先ほど申し上げましたスマホ教室につきましては、このスケジュールでなくても開催できると考えております。ぜひ進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 高野秀男君 登壇）

○産業観光課長（高野秀男君） それでは私のほうからは、八丈町担い手育成事業の今後の展望についてご回答いたします。

新たな農業担い手の確保・育成を目的に、平成20年度に開所した八丈町農業担い手育成研修センターは、今年度入所した6期生3名を含め計16名の方を研修生として受け入れてきました。開始当初は研修生3名でスタートしましたが、その後も研修用作業所や圃場等を整備し、現在は6名を受け入れております。

研修生受入れのため、これまでに作業場2棟、研修用圃場として耐風強化型パイプハウス30棟、ロベ用ネットハウス2棟など整備してきたところですが、今年度より受入れ人数を増やす目的として、耐風強化型パイプハウスの有効活用に向けた整備に取り組んでおります。このように研修生の枠を増やす考えですが、そのためには作業施設や圃場の整備などが必要となってきます。研修生の農地確保等を考慮し、適当な受入れ人数を基に計画を立て、順次進めていきたいと思っております。

八丈島の出身者の方で研修生に入られた方は6名、これまでにいらっしゃいました。就農希望者の支援については、研修センター以外にも農活事業に取り組んでおり、東京都農林水産振興財団と連携し、東京都指導農業士による体験技術研修を実施しております。昨年度研修に参加された方のうち4名の方が就農に向けた準備を進めております。

なお、令和2年度に制作し、ホームページで紹介している「農活～八丈で農業を始めるまで～」では、6品目の作業スケジュール及び動画を掲載していますが、5月末現在でホームページの総閲覧数は5,501件で、問合せ件数も増えており、実際に動画を見て研修にされている方もいるなど成果が出ているところです。

新規就農者などの育成に指導的な役割を果たす指導農業士については、令和2年度、新たに9名の方を推薦し、東京都知事の認定を受け現在20名となっております。

そのほかに、国の新規就農者支援として、就農を開始された方が受けられる農業次世代人

材投資資金の計画作成等の支援、施設整備等に対する支援については新規就農者定着支援事業を都の補助を活用して実施しているところです。

以上で回答を終わります。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

（病院事務長 菅原宏幸君 登壇）

○病院事務長（菅原宏幸君） おはようございます。

私からは町立八丈病院のスタッフ不足について、どのような取組を進めたかを回答いたします。

昨年度は病院スタッフの退職が続き、業務自体に逼迫するところがありました。この状況を回避するために、まず、町広報及びホームページで募集、ハローワークにも求人広告を掲載いたしました。また、紹介事業者にも依頼をし、看護師の確保に至りました。しかしながら、応募の非常に少ない職種もあり、今後も安定して確保できる保証はありません。

一方で、スタッフの確保に向けては大学病院から派遣していただけないかを模索してまいりました。今回はいつも大変お世話になっている公益財団法人結核予防会の理事長とのご縁があり、各大学を紹介していただき、令和3年4月1日より、日本医科大学附属病院から3か月交代での薬剤師1名派遣、また、杏林大学から4か月交代での内科医1名派遣も実現しております。

このように、島の医療に関しては都立広尾病院はもとより大学病院との連携があるため、住民の皆様が安心して診療が行えている状況です。現在は充足しておりますが、安定化に向けて危機感を持って病院運営に対応してまいります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） 私からは、保育士の不足に対する現状と課題ということで、保育士につきましては今年度4名の新規採用がありました。おかげさまで必要クラスの担任数19名を確保することができました。

しかしながら、特別に支援が必要な児童の増加、あと女性の社会進出による保育ニーズの増加によりまして、未満児クラスでの待機児童が発生していると、2歳児で5名ですかね、今現在。5名ほどたしかいらっしやったと思います。というところからも十分な確保には至ってございません。

また、現在産休や育休の取得者が3名ですが、今後、妊娠や出産を希望している職員も複数名いらっしゃいます。そのほか再任用の保育士がおりまして、全体的に年齢層がちょっと高くなっているというところも現実ございますので、将来の保育運営を考えますと、継続的な若手職員の採用が必要であると考えてございます。

現在の取組としては、いろいろ職員の募集は当然かけておりますけれども、それ以外に今いる保育士の出身校への求人の送付、そのほか島出身の方で保育学校の進学者の実習の受入れ等を行っているというところがございます。引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは山本忠志議員のご質問にお答えいたします。

長期的安定雇用体制を維持するため、採用枠の設定についてのご質問でございますけれども、職員の採用試験につきましては、標準職務遂行能力及び適性の有無の判定を目的するものであり、受験資格を有する方に平等の条件で公開されなければならないものとなっております。したがって、職員の採用に当たって出身地等、標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の枠を設けることはできないと考えるので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） 再質問です。

まず1点目のデジタル化の件でございますけれども、企画財政課長が真剣に受け止めてくれて、いろいろ対応を進めているなということはよく分かりました。これは要望になりますけれども、要望で終わっちゃいけないというんですけれども、今は要望するしかできないなと思って、3月末をめどにということですが、スマホ教室等ぜひスピード感を持って。

今のタイミングがちょうどいいわけですよ。なかなか外に出れない、家に閉じ籠もりがちで人とも会えない、お話もできない、こんなときにこそリモートの価値をうまく使えるように、技を提供できるような体制をつくってもらいたいと思うんです。ですので、1つはスピード感を持って取り組んでもらいたい。

もう一つはその町で進めている、例えばスマホ教室にしろ、その支援体制について、しっかりと発信してもらいたい。公開してもらいたいということですね。これをこの2点をぜひお願いして、デジタルディバイド解消に取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目の後継者関連でございますけれども、まず最初に産観の課長、福祉健康の課長、それから病院の事務長から具体的な現場のご苦勞、あるいは様々な課題をお伺いいたしまして、本当に私は今3人の課長さんの話聞かしまして、本当にこの八丈町民であることを誇らしく感じましたよ。よくやっているなど、大変な状況の中で島の一步前進のために、また後継者育成という底辺のマンパワーを確保するために、本当に身を粉にして頑張っているというところが伝わってまいりました。

ぜひまだ聞いたお話から推測するに、そんな安心できる状況でもないということでしたので、ぜひこれはいつそういう課題が来ても対応できるような、アンテナを高くして取り組んでいただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

最後に答弁に立たれた総務課長の回答なんですけれども、実に行政マンらしい回答で、コンプライアンスを維持するためにはそういう回答しかなかろうなとは思いました。出身地であるからといって採用枠を広げるとか、採用のためのハードルを低くするだとか、そういうことがあってはならないと、これは当然ではありますよね。

ですが、ちょっとここ話が長くなって悪いんですけれども、つい先日、都立八丈高等学校の八文学というカリキュラムがあって、やろごんプロジェクトという、そういう活動している授業参観に行ってきたんですね。そのやろごんプロジェクトの最終ゴールは何かというと、島に戻ってきて島を支える人材を育てるんだとなっているんですよ。

それからもう一つ、八丈町教育委員会の教育目標ありますけれども、その基本方針の最後のところに島を支える人材の育成、それを支援すると書いてあるんですよ。それからもう一つ、八丈町でやっている奨学金制度ありますけれども、数年前から給付型奨学金というのが導入されていますね。これは島に帰ってきてある一定期間就労することを条件に奨学金の返済を免除するというものになっています。

つまり、島の者たちに帰ってきてもらって、島で働いていただきたいという匂いがふんぷんするわけですよ、あっちこっちで。そういう町政運営なさっているわけでしょう。それに対して今総務課長の答弁は、出身地であることを有利に扱うような、そういう採用枠を設けるとかはいたしかねると、こういうことで、これは見方によると矛盾しているんじゃないの。二律背反というか、あるいは英語で言えばダブルスタンダードという、組織にあってはならない形だと思うんですね。

この現状について、まず総務課長のほうから、そういう人事任用については総務課長の担当でしょうから、そういうことについてどのようにお考えなのか、まずそこから伺いました

いと思います。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは再質問のほうお答えいたします。

こちら回答といたしましては、行政マン的などというご指摘もございますけれども、私が答えられるところはあれ以上はないということでございます、基本はですね。ただ、4番議員が言われていることは理解はできますけれども、こちらのほうは先ほど申したとおり、採用枠については考えることはできないというのが答えでございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） なかなか立派な総務課長になりましたね。だから総務課長に抜てきされたんですよ。簡単には言えないですよ、それは。総務課長は、ああ言ったじゃないかと、うそついているということに、後から文句言われますから。

ですが、私住民の代表でここしゃべっているんですよ。住民はそういう思いも持っているということを理解はするということなんですけれども、それだけじゃなくて、もう最後です。もう同じような答弁聞きたくないのでもいいんですけれども、ぜひ総務課長言うように、採用枠何人設けますとか、何%の島民を受け入れることにしますという数字的な目標とか設定とかは、これは無理かな。そこまで僕も求めるつもりはございません。

ですが、先ほどの町の取っているスタンス、教育目標にしろ、それから奨学金にしろ、そういうものも含めて整合性の取れる町政運営をとという意味でいえば、都内からやってくる方、それから島の出身者という方、バランスよく採用して町政を進めていただきたいなという思いでいます。

もう一つ誤解のないように申し上げますけれども、やはり島外から島にやってきて、八丈町にしろ、あるいは民間の事業者にしろ、本当に島外からの方の力はこれはやはりなくてはならないと思っています。そういう方の力で支えられている部分も当然あるわけで、それも大事にしなきゃいけない必要なものなんですけれども、一方でやっぱり島出身の者も大事にしていくという、そのバランスを考えながら町の任用体制、採用体制について総務課長、ぜひその頑固さで進めていただければなと思います。コメントがありましたら一言でも何か言っていただければ。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

(総務課長 菊池正勝君 登壇)

○総務課長(菊池正勝君) 再々質問のほうにお答えしたいと思います。

基本的には私の答えは変わっておりませんが、こちらの採用の目標等の島内出身者が何%かを採用するとか、そういうところもなかなか設定は難しいというところがございます。現在も一般事務職でいえば40%弱が島外出身者になっております。それで、島外出身者は離職率が高いかといえばそうではなくて、退職される方は個々の理由によるものということになっておりますので、その辺については、ほかの職場に関しても採用試験については基本的には同じような考えで採用されていると思います。

基本的な、これ厚生労働省から通達が来ておりますので、出身地等は採用について考慮することはしないようにというような通達が来ておりますので、その辺のところは難しいということでご理解ください。お願いします。

○議長(奥山幸子君) ここで休憩といたします。

10時40分から再開いたします。

(午前10時24分)

○議長(奥山幸子君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時40分)

◇ 沖 山 恵 子 君

○議長(奥山幸子君) 続きまして、5番、沖山恵子さん。

(5番 沖山恵子君 登壇)

○5番(沖山恵子君) 私のほうから、コロナに関することを大きく2点、災害に関することを1点、細かくは7、8点ご質問をさせていただきます。

1点目、キャンセル等で残ったコロナワクチンの対応方法はということです。

今、コロナのワクチンは、八丈町は順調に接種が進んでおります。私の母も今年90歳になるという寝たきりの高齢者でして、一番最初に接種させていただき、もう2回目も終わりました。ありがとうございました。

そのときの八丈町の対応を含めてなんですけれども、まず、電話受付から接種に至るまで、綿密な計画と行き届いた心配りでスムーズに実施され、とてもよかったと思えました。本当にすばらしかったです。

福祉健康課を中心に全課が応援する形で、横の連携もよく、職員の皆様、本当にご苦労さまでした。ほかの自治体でうまくいっていないよというのをテレビで見るたびに、八丈町はすばらしいと誇りに思いました。

先ほど、10番議員が質問された、弱者の移動についても配慮がなされていて、私の母は寝たきりということで、普通の車椅子には座れません。ちょっと特殊な車椅子で、なかなか移動が大変なんです。社協にいつもお願いするんですけれども、社協って病院とホーム以外運ばないんです。

ええっ、保健センターで予防接種かよと。2回やると、タクシーで行くと1万6,000円以上かかるんですね。ああと思ったところ、町が社協さんをお願いをしていただきました。ふだんとは違うルートですが、非常事態ですので運んであげてくださいということで、無事に会場まで、しかも無料で運んでいただきまして、無事に接種も受けることができました。町も本当に今回頑張っているなということで、とてもありがたかったです。

そんな物すごく対応のよい八丈町なんですけれども、ちょっと疑問なことが幾つかありますのでお伺いします。

キャンセルや予約の状況で余ったワクチンをどのように処理したんでしょうか。

青ヶ島のように配られたワクチンより人口が少なく、全ての住民に、希望者に接種しても余る自治体というのが全国であちこちにあるそうなんです。ほかの自治体にその余ったのを融通した例もあるとテレビで言っていました。他の小さな自治体の余ったワクチンがどうなったのか、島はご存じでしょうか。

また、とある自治体の首長が、早めにワクチンを打ったとテレビをにぎやかしました。個人的には、上京も多く、人と会う機会の多い首長が感染して、行政に混乱を来すよりは、町長や三役、課長がキャンセル分を利用し、万全の体制で行政運営をするほうが、リスク管理的には有効なことだと思います。どこかの自治体では副町長が感染して、例えばこういう会議に出た方、全員がPCR検査を受けたりして、物すごい騒ぎになったんだそうです。

そういうことを考えると、やはり首長をはじめ、いろんな対応をされる方は早めに打ったほうがいいんじゃないかなと個人的には思いますが、どんな感じだったのでしょうか、質問します。

キャンセル等で余ったワクチンはどのように処理していますか。役場の関係者が打った事例はありますか。八丈町として、青ヶ島にワクチンが残ったら融通してとお願いをすることはできませんでしょうか。

コロナ関連2つ目です。コロナで収入が減った人の町営住宅家賃の見直しは行われましたか。町営住宅は収入により家賃が変わります。収入が増えたため、家賃が倍以上に上がったという話をよく聞きます。

しかし、コロナで収入が減ったので、家賃が安くなったという話はまだ聞いておりません。収入が激減したので、緊急に収入認定を行い、家賃を安くしたというような事例はありますか。また、今後そのような可能性はありますか。教えてください。

最後、災害時の対応について細かく考えているかどうかお伺いします。

昨年、コロナの3密回避のため、災害避難所の収容人数が減りました。何人になりましたかと質問をいたしました。当時の課長の答えは、まだ発表できませんということでしたが、確定して教えていただけるようになりましたでしょうか。

災害の種類に応じ、何のときはどこに何人、何のときはどこに何人と、町では細かく決めていると思います。それが確定したのかどうか教えてください。

次に、ハザードマップについて伺います。

八丈町のハザードマップは、災害の種類ごとに発行されており、種類が多く、自宅が分かるほど細かく、ありがたい存在ですが、細か過ぎて逆に全体像がつかみにくいという感じもいたします。住居と職場が離れている場合は、広報とともに頂くマップだけでは職場の危険度が確認できない場合もある。町のホームページ等で確認できるとか、欲しい場所を有料コピーして頂けるとか、そのようなサービスがあるとありがたいのですが、検討はできないでしょうか。

また、八丈富士の噴火は可能性は低いですが、絶対ないとは言えません。八丈富士が噴火した場合、最終的には島外避難になると思いますが、一時的に坂下の人々が皆坂上に車で逃げたら、渋滞が起き、末吉からトンネルまで車がつながるのではと心配する人もいます。イライラして反対車線を利用して追越しをする人が現れると、両車線が完全に詰まります。坂下の人を坂上で収容するのは無理とシミュレーションができれば、噴火の兆候の時点で、早めの島外避難を呼びかけることもできます。最初に考えておくことは大事です。

そこで質問します。1、災害避難所の場所と収容人数は確定しましたでしょうか。2、ハザードマップの有料コピーかホームページの掲載はできないでしょうか。3、坂上で豪雨により土砂災害が起きた場合、坂上3地区で何人収容が可能でしょうか。4、南海トラフ地震で津波被害が起きた場合、坂下2地区で何人収容が可能でしょうか。5、八丈富士が噴火した場合、最終的には島外避難になると思いますが、一時的に坂下の人口と車を坂上3地区で

どう受け止めるか検討したことがありますでしょうか。

以上、細かくて申し訳ありませんがお答えください。よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、私から5番議員のキャンセル等で残ったコロナワクチンの対応方法ということで、回答をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、キャンセル分を利用して、職員などがワクチン接種をすることは、行政運営のリスク管理的に大変有効なことと私も考えてございます。

まず、1つ目のご質問に回答をいたします。

八丈町では、高齢者の方に接種日の前日に電話をかけまして、予約日時の確認、お知らせを行っているほか、体調の確認のほうもしております、できるだけワクチンの無駄が出ないように調整をしております。

それでも当日の体調によりまして、キャンセルされたワクチンの余剰分が出てしまうということもございます。そうした場合につきましては、国からも余剰となったワクチンについては廃棄することなく柔軟な対応をというふうに求められておりまして、町のホームページにも掲載をしておりますけれども、開封したワクチンについては使用可能時間が短いんですね。瓶から注射器に取ってしまうと、6時間という時間制限がございます。そのため、保健福祉センターでの集団接種会場でのスタッフや職員等を対象に接種を行っている状況でございます。

一応、うちがお願いしている看護師さんとか役場の職員、現場のスタッフを入れて17名、ほか警察の方、9名の方にご協力をいただいております。

2つ目の、青ヶ島村さんの余剰ワクチンについては、こちらは既に東京都及び青ヶ島村と連絡を取りまして、今月の8日火曜日に133バイアル、133本、約665回分を頂いております。

今後も役場や支庁、各医療機関と連携を取りまして、円滑なワクチン接種に引き続き努めてまいります。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

（建設課長 瀬筒国治君 登壇）

○建設課長（瀬筒国治君） それでは私のほうからは、2番のコロナで収入が減った人の町営

住宅家賃の見直しは行われたかという質問に対して回答をさせていただきます。

八丈町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う収入減に限らず、八丈町営住宅条例に基づき、住宅使用料の再認定や減免または徴収猶予の申請を受け付けております。

平成31年度の再認定の実績は9件で、これらは全て新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う収入減とは別の理由によるものでした。

令和2年度における住宅使用料の再認定も9件ありましたが、こちらは9件のうち2件が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う収入減による再認定となっております。

また、令和3年度においては、現在のところ2件の再認定を行いましたが、このうち1件は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減による再認定となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う収入減と別の理由というのは、主に世帯員の増減または退職などがあります。

また、減免または徴収猶予については、平成31年度、令和2年度及び令和3年度ともに現在のところ申請がありませんので、実績数もゼロ件となっております。

今後もこれらの条例及び第15条に基づく八丈町営住宅使用料の減免及び徴収猶予取扱い要綱に基づいて、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う収入減も含めて、使用料の再認定、減免及び徴収猶予に対処してまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、5番議員の3番目の質問にお答えいたします。

災害の避難場所と収容人員、これはコロナ対応をした場合の収容人員を確定したかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては1,819名となります。

2番目の、ハザードマップの有料コピーかホームページ掲載はできないかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては町のホームページに掲載済みでございます。紙ベースのものは、役場や出張所で配布可能ですが、ホームページの必要部分をダウンロードすることをお勧めいたします。

3つ目の、坂上で土砂災害が起きた場合、3地区で何人収容可能かということでございますけれども、こちらにつきましては、感染症対策を踏まえたと201名ということになっております。

4つ目の、坂下で津波災害のときの収容人員でございますけれども、こちらは、坂下の避

難所、避難場所は、全て南海トラフ地震の津波被害の想定する津波の高さよりも標高が上にありますので、全て使用可能ということで1,204名となっております。

5番目の、八丈富士が噴火した場合、坂上3地区でどう受け止めるか検討したことはあるかということでございますけれども、こちらにつきましては、活動火山対策特別措置法に基づきまして、国と東京都、八丈町、火山専門家などにより構成された協議会が設置されております。そこで避難計画を策定しております。

八丈富士の噴火の場所によりまして、その場所によりけりで、一回、坂下の避難所に避難していただいて、頑丈な建物の避難所に避難していただきまして、そこからは、この計画ではバスで輸送するというような計画になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） まず最初から、キャンセル等で残ったコロナワクチンの対応方法は、そもそも島は頑張っているからあまり残らないと、我が家にも前日、あした大丈夫ですかと丁寧に電話が来ていますので、そういう意味でもすごくいいなと思います。また、残った物はスタッフとか職員とか、警察の方に打ったということで、無駄なく使えていいなと思いました。

ワクチン、今、接種の順番ですね、1番に高齢者、次が基礎疾患のある人で、次が一般の方というふうに国の方針に準じて八丈町もやっていくよというような感じにホームページで読み取ったんですけれども、変異型のウイルスは、若い人も重症化率が高くて、亡くなる人も多いと聞きます。

一般の人まで順番が回ってきたときに、ワクチンを接種できない12歳以下の子供と関わる保育園や学校の先生、緊急隊員や消防団や福祉関係者など、公共の福祉に関係する人、こういう人を優先的に接種したほうが後々よいのではないかなと、これは個人的には考えます。

一般の人、結構多いですよ、65歳以下、基礎疾患を持っていない一般の方。そのときの順番をどうするのかなというところでのご質問なんですけれども、先ほどもリスク管理ということを申しましたけれども、町役場の職員として、現場で、職場での一斉接種をすると、保育園とか学校の先生とか、町役場の職員も、一遍に早めに打てますよね。

それに対して、何で役場の職員が先に打つのかよという非難の声も上がるかもしれませんが、そういうことをやったほうが、学校ですとか、保育園生ですとか、そういう子供

たちのために、自分のために打つんじゃないなくて、人に感染しない、後々のクラスターを起こさないためというリスク管理の時点で打つんですよということの下に打てないのかなとか思うんですけども、町は一般の人の接種の優先順位、どのように考えているのか、現状どうなっているのかお聞かせください。

あと、住宅の問題。既にやっていますよということでもよかったです。ですけども、コロナ関係、島もそこそこ大変だと思うんですね。減免してくれると知らない人もいるかもしれないので、コロナでそうなった場合は減免できますよというように、ホームページに載せるとか、何かちょっと宣伝していただけたらもっといいのかなと思います。

あと、災害のことなんですけれども、すみません、ホームページ、一生懸命探したんですけども、私は見つけられなかったので、どこにあるか教えてください。もうちょっと分かりやすくしていただけたら、もっといいかなと思います。

あと、収容人数、全体で1,819人、島の人口から考えて、何か大きなことがあったときで大変ですよ。南海トラフで津波が起きたとき、坂下2地区で1,204人というのも、坂下って多分6,000人ぐらいいるんじゃないかなと思うんですけども、沿岸の人だけが避難してくると、これで間に合うかもしれませんけれども、津波ってどんなふうになるか分かりませんので、ぜひこれからも、ちょっとでも増やせるようにご検討いただけたらなと思います。

あと、富士山が噴火した場合、一旦下に集めてから上にバスで移送する予定ですから、正しいのかもしれませんが、意外と車でみんな動くんじゃないかなと思うんですね。

災害時って想定外のことがいっぱい起こると思うんですよ。もっと言うと、想定外のことしか起こらないと思うんですね。ドラマの話で申し訳ないんですけども、長くなっちゃって。「ドクターX」というドラマがありますよね。どなたかお医者さんが失敗すると、主人公が出てきて、術式変更とか言って、ぱぱぱって手術して治しちゃうというのをよくやるんです。何でそうなるかというのを種明かしをした回があったんですね。主人公は想定外のことを、ありとあらゆることを考えて、この人は血管がどうなっていたらどうしようとか、腫瘍があったらどうしようとか、物すごくいろんなことを考えて計画を立てているので、その場に遭ったときに、どんなときでも対応できるんですよと、種明かしの回があったんです。

やっぱり、災害地って何が起こるか分からないので、想定外だらけだなということも踏まえて、一応バスで行く予定ですよと、それはマニュアルでそうなっているかもしれませんが、島民は道路が詰まると思っています。私は結構いろんな人から、道路が詰まったらどうするのということを言われたことがあります。

底土の花火大会のときも、結構渋滞しますよね。あれは抜け道が何本もあるから結構いいんですけれども、坂上へ行くのって、3本ありますけれども、メイン道路ってトンネルのところですよね。絶対に追越しして詰まらせる人がいると思うんですよ。これは何でかということ、お盆のときに、お墓の前に止めるんです、縦列駐車をするなどと言われても止めるんです。対向車が来るんです。止まればいいのに、そこを擦り抜けようとする人が結構いらっしゃるんです。私、どうしよう、バック苦手なんだけれども、みたいなことに遭ったことがあるんですね。

なので、ぜひどうしたらいいのか、場所に集めて、バスで移動だけではなくて、例えば警察の方にあらかじめお願いしておいて、横間のところで交通規制をかけるとか、行くなど防災無線で流すとか、何か違う対策も考えておいたほうがいいのではないかなと思いますので、ぜひそういうことを検討していただきたいのですが、検討できるかどうか最後にお答えください。

よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 3番だけでいいですか。

○5番（沖山恵子君） はい。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、5番議員の再質問にほう、お答えいたします。

まず、ハザードマップの件ですが、ここではなかなか実物を見て場所をお教えしないと難しいと思いますので、後ほど個別でということをお願いします。

あと、想定外のことも配慮してということは、もちろんそのとおりでございますので、この辺は、ただし、基本的な事項というのはある程度、ラインというのは必要だと考えています。それが駄目だったときはどうする、こうするというのは、これから今後、修正を加えていくのは当然のことだというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

◇ 岩 崎 由 美 君

○議長（奥山幸子君） それでは続きまして、9番、岩崎由美さん。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） よろしく願いいたします。

私のほうから3点質問させていただきます。

まず1点目です。離島における送料格差の是正をというところで、八丈島の暮らしや経済において、島内外の物流は欠かせません。通販を利用する島民も非常に多いと思います。

しかしながら、配送業者によっては、本土に比べ、送料が高いものもあり、そういうのが現状なんですけれども、通販では多くの場合、そういう業者を選べません。

本土から八丈島への引っ越し費用が高いため、自ら船を操船して船で引っ越しをしたという私の知り合いがいます。あまりにも高いんでびっくりして。そういうのは特別な方だとは思いますが、荷物によっては、そもそも配達不可となる場合も最近多くなってきたのではないかと思います。もう自分の住所を最初から入力しておいて、欲しいものをぽんと押すと、はい、駄目ですみたいなのがなっている通販サイトもあるようです。

このように、島で暮らす人にとっては、割高な送料や配達不可は明らかに離島在住者にとって大きな格差と言えるのではないのでしょうか。

また、島内外の生産物を物流するとき、特に島内の生産物を島外に出荷する際も、送料が大きなネックになってくることがあります。

全国では結構送料無料というのが多いんですけれども、やはり島のボリュームの少ないものを市場に出すときには、送料が高くなってしまふのはやむを得ないかなとは思いますが、そういうのが現状ですね。

全国の農業、漁業の中には、大手通販サイトと契約することで送料無料になるケースもあります。ちなみに、この春には農林水産省の補助事業で八丈島の水産加工品の送料の補助があったそうです。

こんな背景の中で1点目です。現在の離島への運賃補助等はどのようになっていますか。また、それは現状に即した内容と言えるのでしょうか。

2点目、通販等には離島送付不可や、大きさに制限があるものがあります。それは最近増えたと思うんですけれども、これらがそうなった根拠については把握していらっしゃいますでしょうか。

3番目、上記を踏まえ、今後島民の生活の利便性向上及び産業振興のための施策について、町のほうでは検討されているのでしょうか。

次に、2点目です。地熱開発を町民の財産にということで、八丈町における地熱開発利用事業は、クリーンアイランドを推進する町の重要な施策の一つです。オリックスによる地熱開発は今後の八丈島の未来を左右するといっても過言ではありません。

先般、オリックスによる説明会があり、議員の中から7名の方が参加したと記憶しており

ます。その際、参加者からも質問がありました。地熱開発については、あくまで、今、現在オリックスが行っているものですが、町もその事業については、全て任せるのではなく、ある程度主導権を持ち、住民の立場に立った情報提供をしていくべきと考えます。

その中で伺います。まず1点目、今後のことを考える上でも、これまでの地熱開発の歴史を記録しておくことは重要と考えますが、東京電力による地熱開発及び利用についてのこれまでの経緯はどのようになっていましたか。また、オリックスによる地熱開発の今後の予定はどのようになっているのでしょうか。

2番目、先般の説明会では、参加者から様々な意見が出ていましたが、それらに対する町の対応についてお聞かせください。これが2点目で、大きな2番目ですね。

次です。3点目、新型コロナウイルス感染症については、町の現状に即した対応を。

コロナによる非常事態宣言も、もう3度目になってしまいましたね。まん延防止等重点措置を挟んでいましたけれども、もうそれぞれの、毎回どんなことをどんなふうに対応したかというのは、私もさっぱり記憶が飛んでしまったんですけれども、これまでの町の対応について、町民に対してのそれぞれの周知内容についてご教示ください。

また、それらについて、町民からはどのような意見が寄せられていましたか。ということでも伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） それでは、離島における送料格差の是正についてを回答いたします。

離島への運賃補助につきましては、東京都が実施している海上貨物運賃の関係になると思いますが、プロパンガスなど4品目が100%、また、野菜、切り葉など15品目が50%を補助していただいております。

現状に即した内容かということですが、対象品目の中には、テングサ、球根など、八丈町では生産がほとんどなくなっているものもございます。

そのようなこともございまして、毎年度、対象品目の拡大、また、事業継続を、島嶼町村会の要望事項として東京都へ提出してございます。この要望につきましては、引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

次に、通販等での荷物の規格上限の関係でございます。

平成29年から、大手の運送事業者においても、縦、横、高さ3辺合計が200センチなど、

制限が設けられております。これは、運送事業者の働き方改革の一環と認識しております。現状で、八丈島へ規格以上の荷物を送る場合には、対応している事業者もあると聞いておりますが、芝浦留めにして、東海汽船に配送依頼をすることになると聞いております。

次に、施策を検討しているかということですが、離島において、物資等の輸送に要する費用の格差の是正は大変大きな課題と認識しております。

ただし、この課題については、1町村で改善することは困難でございます。離島振興法の基本方針にも、物資の流通に要する費用の低廉化という事項も示されておりますので、これも国、東京都への支援を引き続き要請してまいりたいと考えております。

また、離島振興法の改正もございます。その中でも、町の要望ということで、全国離島とも共同しまして、その辺は要望、要請してまいりたいと思います。

次に、地熱開発の関係について回答いたします。

まず、東京電力の地熱開発の経緯となりますが、東京電力に確認したことを申し上げます。

平成4年度に地表調査、平成7年度、調査井の掘削、これは3本になります。また、噴気試験を実施しております。平成10年度に発電所の着工、平成11年3月に運用開始となっております。

3本の生産井のうち、1本は東電の判断により当初から利用されておられません。また、当初、2本で運用を開始しておりますが、2年3か月を経過した頃、1本での運用に切り替えております。

利用していない2本の生産井は、平成15年に埋坑をしております。東京電力は、平成30年に地熱発電所の廃止を発表し、令和2年に最後に残っていた生産井の埋坑工事が完了しているということになります。

次に、オリックスによる地熱開発の予定になりますが、現在、生産井、還元井の掘削工事を実施しております。これは1本ずつとなりますが、これを8月末までを予定しております。

その後、噴気試験等を実施、その評価をして、設備設計、建設工事に移行すると。令和5年度中に工事完了の予定となっております。

また、先般の説明会での意見につきましては、回答も含め、オリックスと協議し、役場各出張所で閲覧ができるようにしております。その中で、今回の掘削計画の変更を町として専門家に確認したのかという意見もございました。町といたしましては、計画等の変更があっても、オリックスが責任を持って地熱開発を進めるものと認識しておりますが、有識者

への相談体制について、現在調整中でございます。

また、地域貢献の意見もございました。これは、今できること、開発に伴ってできることに分けられると思います。それらを整理しまして、まずできることとしては、八丈島のPRに関連する取組などを地熱事業連絡会に今後も提案してまいりたいと考えております。

回答は以上となります。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、9番議員の3番目の質問にお答えいたします。

これまでのコロナウイルス感染症対策に対する住民への周知ということでございますけれども、4月からの状況について説明いたします。

4月1日から11日の東京都のリバウンド防止期間につきましては、感染予防の徹底、外出の自粛を要請いたしました。この2つにつきましては、引き続き現在もお願いしております。町の施設といたしましては、21時までの利用としていました。

4月12日から24日は、東京都内でまん延防止等重点措置期間になりましたから、八丈町は対象区域外ということで、施設の利用の21時までを継続いたしております。

4月25日から5月10日までは、3度目の緊急事態宣言が発令され、来島の自粛、施設の休業を行っております。

さらに、緊急事態宣言が延長されております5月11日から20日までは、屋外の施設については、21時までの利用としておりました。

5月20日から本日まで、緊急事態、さらに延長になっておりますけれども、島内で濃厚接触者、陽性者の発生という中で、町の施設は休業という措置を取らせていただいております。

このような対応をしてみりましたが、町の施設につきまして、使用制限をしなくてもいいものがあるのではというお声があることは承知しております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） ご回答ありがとうございました。

今、1番目の質問についてなんですけれども、当然、離島振興法とか、改正の中で、八丈単体ではなく、全離島とかを通じて要望していくというのは本当に大事なことだし、今後お願いしたいところです。

島に住むことがどんなに日本にとって重要かということ、日本にも、国にも重要視していただきたいかと思うんですが、その中で、やはり結構離島振興法の中でも、そういうものに対しての補助率というのがやはり2分の1とか、ある程度自腹を切らなきゃいけない部分というのが多いと思うんですね。先ほどのやつも、プロパンガスなどは100%だけれども、ほかは2分の1というところで、ここの補助率をぜひもう少し上げてほしいなと私は思います。

結局、島なんか小さな自治体ですので、なかなかほかの2分の1というのを出しづらいかなど思うんで、その辺は引き続きお願いしたいと思いますが、補助率の底上げについてどうかということ、1点、教えてください。

それから、先ほどもちょっとお話ししました、島外の生産物の大手の通販サイトなんかは、送料無料なんていうことがありますけれども、八丈町でも様々な事業者が集まってそういった、本当は商工会とか農協とか、そういう団体がそういうことをできればいいけれども、今のやはりマンパワー不足の中ではできないとは思いますが、私もお願いするだけじゃなくて、いろいろ自分の中でも考えてみたんですが、なかなかうまいアイデアはないんですけれども、今後そういうことをやれば、もっともっと八丈島のブランド品は島外で売れるものがたくさんありますので、そういったことが可能かどうか、検討しますというお答えかもしれませんが、以前の係長も大分調べてはくれたんですが、なかなかいいアイデアがないんですが、将来的にはどうかということ、1点、お伺いします。今、この件については2点ですね。

それから、先ほどの経緯の中で、東電は3本の井戸を掘って、1本は、ちょっとこれは駄目だ、使えないということで、すぐ使わないと。2本目の井戸は比較的早い、2年数か月で閉じた。最後の1本でずっとここまで来たと、ここまでというか、やめるまで来たわけですよ。

オリックスは、取りあえず生産井が1本と、還元井が1本の予定です。本当にもちろん噴気試験をやって、駄目な場合はまた掘るとのこととか、それでよろしいのか。結局、地熱発電の業者を選定する大きな条件の一つが、電力の安定供給にあったと思うんですね。その辺、もし1本が駄目だったら、しっかりまた掘ってくれるという覚書等は交わしているのでしょうか。これはすごく大事なことだと思うんですね。

オリックスも今、非常に企業としては大変な時期だと思うんです。でもその辺はちゃんとやっていただきたいので、その場合はどうなるかということ、教えてください。

前回、久しぶりに説明会があって、コロナということで、今後の予定はどうなっているか、今後の説明会、まだ皆さんが知りたいことがあったりすると思うんですが、今後の説明会の予定はどうなっているかということをお教えください。

3番目、コロナの関係ですね。いろんなことがあって、私ももう本当にいつ何があったか、よく忘れちゃったんですけども、我々議員のほうへも、いろんな人からいろんな話が出てくると感じます。

その中で再質問だけでも、まず、議員の中でも考え方はばらばらだと思うんですが、東京都と23区の人口密集地域と八丈町を同じように考えていいのか、もう少し緩くてもいいんじゃないかという声をよく聞きました。八丈には八丈島のスタイルがあってもいいんじゃないかということですね。

でも、町長のメッセージがあって、不要不急の外出を自粛してくださいとお願いがあります。観光客に関しては、いらっしゃらないでください的なメッセージがあるんですけども、とはいえ、来ていますね。その非常に中途半端なことになっています。そうではなく、例えば神津島などは、来島ルールというのをちゃんと明確にした上で、これを守って来てくださいよとホームページに書いてあります。八丈町でもそういう対応ができないのかと伺いたいと思います。神津は、新しい受入れ様式ということを発表していますね。

それから、保育園について。専業主婦の人は、なるべく来ないで、専業主婦のお子さんはなるべく登園させないでくださいということで、結構長かったですかね。役場のほうに来ましたら、来た人は断らないと。実際には、どんなふうに皆さんが登園しているかという数字をちょっと教えてください。

それで、来たら断らないけれども、来るなと言われて、中には来にくい人も多いんじゃないかなと思います。特に本当に小さな赤ちゃんを抱えていらっしゃるようなお母さん、島で子供の面倒を見てくれる親戚のないお母さん、子育てに優しい島ということを標榜にしているのですが、なるべくその辺は検討していただけないかというのが、保育園。

次、児童公園。東京都のビジターセンターの園地の中がオープンなのに、なぜ八丈の児童公園が使用不可になっているのかだと。これは逆に都の公園に集中しているんじゃないかなというのがあって、児童公園はオープンしても、地域の児童公園は、移動しないためにも、地域の児童公園は使うようにしてもいいんじゃないかというように思いますがいかがでしょうか。

次が、温泉。島民の中には、お風呂のない方もいます。あれは、島民の健康のためにつく

った温泉ですよね。東京の銭湯は別に休業していませんよね。その辺、受付の方がシルバーの皆さんということで、心配な人もいるかもしれませんが、シルバーの人たちもそろそろ温泉で働きたいなんて思っている方もいるのではないかなと思います。温泉についてはどのように考えていらっしゃるか。

それから、運動施設ですね。運動施設も、皆さん、運動不足になって、本当にそれをクローズすることがよいのかどうか。これもちょっと根拠を教えてください。

それから、昨日のホームページを見たら、急に14日から一部の制限を解除して利用可能になったということが載っていました。これについては、皆さんに周知はどういうふうにされたのかなど。知らない人も多いんじゃないかなというので、教えていただければと思います。

それから、クリーンデー。もう2年やっていないですね。今年もやめました。結構ごみが、坂上のほうはきれいかもしれないんですけども、坂下の広い範囲は結構汚れてきています。クリーンデーというのは、やめちゃったら、中止ではなくて延期にすべきだなと私は思ったんですが、今後、そういう考えがあるかどうかということをお教えください。立派なお役人になった総務課長の役人らしくない回答をお待ちしております。よろしく。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） それでは、再質問に回答させていただきます。

まず、東京都の補助金のご関係でございますが、昨年、コロナの関係で、50%の補助を12月まで100%にさせていただいたという経緯もございます。

今、またこのコロナの状況もございまして、そのような要望もさせていただいているということで認識をしていただきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

また、これは離島振興法のご関係になりますが、その中に、ソフト事業ということで、先ほど50%ということでしたが、国のほうが6割負担の事業がございます。これは離島活性化交付金、これは戦略産品ということで5品目を選定できると。あと、国境離島では、農水産品23品目、ただし、これは仕組みが、国が6割なんです、地方が2割です。事業者が2割ということで、なかなかその辺の調整が必要になってくるのかなというふうに思っています。こういった部分については、もっと使い勝手がいいように当然要望を要請してまいります。

続きまして、地熱のご関係でございますが、今回、オリックスは生産井、還元井1本ずつということがございます。ただし、これは東京電力のデータも踏まえたものと町としては認識

をしてございます。相当確率はあるものという考えだと思います。

現状では、オリックスはもう活用できるものということで掘削を進めていると認識してございます。オリックスも、これまでもそうでございますが、非常に大きな経費はかけているということでございまして、この前、私も確認はしましたけれども、万が一うまくいかなかった場合は可能性はございますということで、ご理解をいただきたいと思います。

あと、説明会の関係でございますが、現状では8月ということですが、いろいろ調査を詳しくしてからでないと言明会も意味がないということでございますので、この部分については、掘削後になるかと思っておりますけれども、調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、9番議員の再質問のほう、お答えいたします。

私は特に立派だとは、先ほどからお話を聞いて、思っておりませんので、それは一応付け加えておきます。

基本的に4月からの東京に限らず、国のコロナ対策というのは、変異株、感染力が強い変異株が増えてきたということもありまして、人の流れを抑制するというのが基本になっているというふうに理解しております。

その中で、町の対応を行ってきておりますが、確かにほかの島と、ほかの島といろいろ緊急事態宣言が延長されるごとに、対応のほう、全然違うのは承知しておりますけれども、町といたしましては、人流を抑制、今は感染力が強いものが増えていて、以前と違ってですね。そういう中では、町の施設の中で稼働させてやるよりは、そこを一旦止めて、感染防止に努めたほうが良いという考えを基本にしています。

まずは、この人の流れを抑制する、外出を自粛してくださいというのが東京都のコロナ対策の一番頭にきている、頭にきているというのは怒っているということではなくて、一番最初に来ているというところでございますけれども、そういうところをご理解願いたいと。

遊具等で、町が閉めていることで、ほかに開いているところが密になるということでございますけれども、これに関しても、今都内でも、お酒が飲めるところがまた、その店にみんなが集まるということなので、国民の皆さんに、国や東京都、町もそうですけれども、そういうことがよく伝わっていないという現実でございますけれども、そういうところは理解していただきたいということでございます。

あと、14日からの施設の開放につきましては、一応昨日、ホームページで公表しておりますけれども、これにつきましては、町の中でもいろいろな議論があった中で、濃厚接触者の健康観察期間も終了という状況も勘案して、皆さんのお声が強いということも加えまして、開放したということでございます。

周知につきましては、通常の利用団体につきましては、各担当部署から連絡しているというところと、ホームページというところがございます。

あと、クリーンデーにつきましても、これもちょうど陽性者が発生したところの期間に入っていて、その辺につきましても、議論がいろいろありましたけれども、ごみを拾ってそれを集めたときに、結構そこで人が話したり、そういうことがあるので、その辺のところは注意するというところと、以前に比べては、皆さん、散歩中にごみを拾ったり、そういうところもありますので、延期ではなくて、今回も中止というような判断をさせていただいたというところがございます。

ただ、もう一つ申し上げることは、皆さん、町の対応にご意見あるのは承知してはいますが、逆に町の対応、これだけでいいのかというお声もあることもご理解いただきたいというところがございます。町の対応につきましては、多分皆さんにいろいろなご不満のご要望とか、お話がいてご迷惑はかけていると思えますけれども、その辺のところを、どちらにしてもご意見があるということで、こちらは安全値を取っているということをご理解をお願いいたしたいというところがございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） ありがとうございます。

町のコロナ会議の中でも、いろんな議論があった上での判断かと思えます。

4回目がもし発令されたら、今と同じような対応を取るかどうか教えてください。最後の質問になります。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） 再々質問のほうにお答えいたしますけれども、4回目の緊急事態宣言が出た場合については、こちらといたしましては、同様の対応を考えていきたいというふうに考えております。

ただ、その中身によっては、もう少し軽くなるというはおかしいですけれども、何が

軽いかというもの申し上げられませんけれども、そういうところは考慮にはもちろん入れさせていただきますけれども、基本的には今回の緊急事態宣言は人の流れを止めるというのを主軸に置いたというところでご理解をお願いしたいというところでございます。次の緊急事態宣言が何を主軸に置くかというところで、また町の判断も変わってくる可能性もございません。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） ここで休憩といたします。

1時から再開いたします。

(午前 11時41分)

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 山下則子君

○議長（奥山幸子君） 一般質問の最後ですね。

3番、山下則子さん。

(3番 山下則子君 登壇)

○3番（山下則子君） 3番、山下則子です。よろしくお願いいたします。

災害弱者の避難支援の強化をということで発言させていただきます。

近年頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、改正災害対策基本法が参議院本会議で4月28日に成立、5月20日に施行されました。この改正法では、自治体が発令する避難勧告、指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととしています。また、もう一つの改正の柱として、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることが掲げられています。

この計画は、災害時に支援が必要な高齢者や障害者など、自ら避難することが難しい方々の避難先や避難経路などを事前に定めることで、早期避難を実現するのが目的です。個別避難計画を進める前に、その基となる避難行動要支援者名簿が必要になりますが、町ではこの名簿を作成しているのでしょうか。また、名簿ができているとすれば、次の段階である個別避難計画を作成していただき、災害弱者と呼ばれる方々の安心につなげていただきたいと思います。町の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、3番議員の質問にお答えいたします。

災害時の避難行動要支援者の名簿についてですが、こちらは作成しております。

個別避難計画につきましては、防災担当課だけでなく、高齢者や障害者担当課などと連携し、作成に向けて検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 3番。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） ありがとうございます。

要支援者名簿を作成しているということで安心をいたしました。この名簿は令和2年10月1日現在、99.2%の市町村で作成が済んでいるということで、我が町でも済んでいるんだなというのを確認できてよかったです。

ところで、3つ質問があります。

この名簿はいつ頃、どのようにして作られたものなののでしょうか。例えば、ケアマネさんとか、ご家族とか、住んでいる地区の地区長とか関わって作られたものなののでしょうか、お聞かせください。

2番目として、本人とかご家族などは、名簿に記載されていることをご存じなののでしょうか。また、介護度が進んだり、新しく障害を持ったりする方もいらっしゃると思うのですが、3番目として、その名簿の見直しなどの頻度はどれくらいなのでしょう。年に1回とか2回とか、どうなのでしょう、お知らせください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、3番議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

名簿の作成についてですが、これは、高齢者の実態調査等を基にして作成しております。名簿に記載されていることは各自、分かっているかというところでございますけれども、この名簿には、本人のほか緊急の連絡先等、あと本人の状況等、細かい情報が書かれております。

その名簿に記載されているのを本人が分かっているかどうかというところは、ちょっと今確認できておりませんが、そういうことが記載されておまして、各自の体の状況とか、1人で動けるかとか、介護度はどうかとか、あとは、建物は木造なのか、それとも津波

が来るところなのかと、そういうような情報になっておりますので、その辺のところは、まだ個別の避難計画ができておりませんが、そういう情報がありますので、現在でも最低限の対応はできるということになっています。

この見直しについてですが、コロナの関係で、高齢者実態調査等がちょっとできなくなっておりますので、直近ではまだ更新はされておられません。そういうところをご理解お願いしたいと思います。

そういう高齢者実態調査を毎年やることになれば、毎年ごとに見直していくということになりますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 3番。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） 自分が避難できるかできないか、避難指示が出たときに、自分が避難できるかできないか、また家族がそういう高齢者がいて、避難できるかできないか、その名簿に載っているか載っていないかというのが分からないと、そこから先に進まないのではないかなって思うんですね。自分が載っているかどうかというのはですね。

なので、名簿に記載されている方に関しては、またそのご家族に対して、あなたはこの名簿に載っていますよということをお知らせしたほうがいいのではないかなと思います。

それとあと、こういう名簿があるということ自体も分からない方がほとんどだと思うので、できれば、こういう名簿を作っていますが、あなたはどうでしょうかね、みたいなことを皆さんに周知できるような、例えば広報とかで周知するとか、そうするとうちもやっぱり避難指示が出たときに、この年寄り抱えて避難が難しいって、介護度が高くなくてもそれが難しいという方はいらっしゃると思うので、まずはこういうことが、名簿があるんですよということを、手を挙げていただくためにも、皆さんに周知するということは大事ではないかと思っておりますので、その辺のところをお答えしていただきたいと思っております。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、3番議員の再々質問のほうにお答えいたします。

先ほど、本人が分かっているかというような質問に、私答えられなかったんですけども、これについては申告方式といいますか、自分はちょっと不安だよという方を登録させていただいているということでございますので、その辺は分かっているということだと思います。要は、災害のときに何か自分で逃げられないって思っている人に、手を挙げてもらって登録

しているというような形ですので、その辺については、本人方々は分かっているというような解釈をしております。

あと、その辺の広報については、今後考えてはいきたいと思いますが、その辺については課題だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 3回ですね。3回やりました。あと一般質疑のほうでお願いします。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） それでは、続きまして、日程第6、承認第5号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の1をお願いいたします。

承認第5号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、八丈町長、山下奉也。

予算書のほうをお願いいたします。1ページをお願いします。

令和2年度八丈町一般会計補正予算。

令和2年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,116万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,829万4,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和3年3月31日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。追加と変更がございます。

まず、追加でございますが、4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業169万8,000円。こちらは金額の確定により繰越しをいたします。

7款1項商工費、新型コロナウイルス感染症予防対策支援金170万6,000円。こちらは、国・都の補助金を活用して施設整備を実施した事業者への支援金になりますが、受付期間が6月30日までとなるため繰越しをいたします。

9款1項消防費、消防本部車庫用地調査書作成委託料20万5,000円。こちらは、所有地の登記完了後に委託をするため繰越しをするものでございます。

続いて変更となります。

7款1項商工費、新型コロナウイルス感染症対応合宿支援金、補正後377万1,000円。こちらは実績による金額の確定により変更いたします。

続いて7ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明いたします。

2款1項自動車重量譲与税203万5,000円の減。2項航空機燃料譲与税869万1,000円の減。3項地方揮発油譲与税63万円の減。4項森林環境譲与税4,000円の減。

3款1項利子割交付金8万9,000円の増。

次のページをお願いいたします。

4款1項配当割交付金1万5,000円の増。

5款1項株式等譲渡所得割交付金438万5,000円の増。

6款1項法人事業税交付金188万6,000円の増。

8款1項自動車取得税交付金16万4,000円の減。

次のページになります。

9款1項環境性能割交付金790万4,000円の増。

11款1項地方交付税1億3,122万8,000円の増。

12款1項交通安全対策特別交付金60万2,000円の増。

以上、交付金の確定、特別交付税の交付分等になります。

15款2項国庫補助金657万6,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金579万5,000円の増。こちらは、令和2年度の交付金の確定によるものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金78万1,000円の増。システム改修分となります。

次のページをお願いします。

19款 1項基金繰入金3,000円の増。用品調達基金繰入金となります。

歳入合計、補正前の額99億2,713万円、補正額 1億4,116万4,000円の増、計100億6,829万4,000円でございます。

続いて歳出になります。

2款 1項総務管理費 1億4,200万円の増。公共施設整備基金積立金となります。

3款 1項社会福祉費は財源更正となります。

4款 1項保健衛生費78万1,000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種システム改修委託料の増でございます。

7款 1項商工費80万円の減。新型コロナウイルス感染症防止対策補助金70万円の増。こちらは事業者への10万円の補助ですが、実績により増となります。新型コロナウイルス感染症予防対策支援金150万円の減。こちらも実績による減となります。

次のページ、最後のページをお願いします。

14款 1項予備費81万7,000円の減。

歳出合計、補正前の額99億2,713万円、補正額 1億4,116万4,000円の増、計100億6,829万4,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。よろしいでしょうかね。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、承認第5号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第7、承認第6号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の2をお願いいたします。

大変申し訳ございません。まず訂正をお願いしたいと思います。

承認第6号、下から2行目でございますが、令和2年度八丈町一般会計補正予算となっておりますが、これは令和3年度の間違いでございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

また、この次の処分第7号につきましても、令和2年度になってございます。これを令和3年度に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

承認第6号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月1日、八丈町長、山下奉也。

予算書をお願いします。1ページになります。

令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ141万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,663万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和3年4月1日、八丈町長、山下奉也。

4 ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明をいたします。

歳入でございます。

16款 1 項都負担金141万3,000円の増。青鳥特別支援学校八丈分教室給食調理負担金となります。

歳入合計、補正前の額74億7,521万8,000円、補正額141万3,000円の増、計74億7,663万1,000円でございます。

歳出となります。

10款 4 項学校給食費141万4,000円の増。調理、配送等業務委託料となります。

14款 1 項予備費1,000円の減。

歳出合計、補正前の額74億7,521万8,000円、補正額141万3,000円の増、計74億7,663万1,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、承認第6号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、承認第7号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

承認第7号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年5月6日、八丈町長、山下奉也。

予算書をお願いします。1ページになります。

令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,763万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和3年5月6日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明いたします。

歳入でございます。

19款1項基金繰入金100万円。財政調整基金の繰入れとなります。

歳入合計、補正前の額74億7,663万1,000円、補正額100万円の増、計74億7,763万1,000円となります。

歳出となります。

8款4項住宅費100万円の増。弁護士の委託料100万円でございますが、こちらは、町営住宅の使用料の滞納者に明渡し請求を実施しましたが、応じていただけないため、訴訟費用の計上となります。

そのようなことで、歳出合計、補正前の額74億7,663万1,000円、補正額100万円の増、計74億7,763万1,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、承認第7号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第9、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（福田高峰君） 書類番号の3をお願いいたします。

承認第8号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町町税条例等の一部を改正する条例。

第1条、八丈町町税条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が3月26日に可決され、31日に公布されました。これを受けまして、町の町税条例を専決処分により改正したものでございます。

内容につきましては4点ほどあります。

まず1点目は、固定資産税の負担調整措置ということで、新型コロナウイルス感染症により国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、3年に一度の評価替えに伴い、税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講じます。

2点目としまして、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直しということで、軽自動車の所有者に毎年課税されます種別割の税率を、燃費性能等により軽減するグリーン化特例につきまして、電気自動車等に限定しまして、おおむね75%の軽減を2年間延長するものでございます。

3点目、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しということで、軽自動車税を対象とする環境性能割の臨時的軽減措置につきまして、9か月延長しまして、令和3年12月31日までとするものでございます。

4点目、住宅ローン控除の特例の延長ということで、住宅ローン控除期間を13年間とする特例の延長について、所得税額から控除し切れない分につきまして、住民税から控除をするものでございます。

その他、法律の改正に伴いまして、条文の改正、追加、削除等を行ったものです。

附則、この条例は令和3年1月1日から施行する。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 興味あるので伺ってみたいんですが、固定資産が、固定資産税が増加したところというのは島内あるんですか。

○議長（奥山幸子君） 税務課長。

○税務課長（福田高峰君） この制度につきましては、八丈町で適用されたものはほとんどな

いということで、実際に変動があったのは、都市部の例えば商業地とか、そういう地価が上がったところ、そういったところが該当するもので、八丈町については土地の上昇率はマイナスになっていますので、上がっていないと思います。

逆に上がって変動率が大きいのは、一番大きいのは沖縄とか、沖縄が4.7%アップ。2番目が福岡、1.16。3位が東京。東京は一旦上がったんですけどもまた下がっちゃいました。ということで、八丈町についてはほとんどないということでご理解いただけたらと思います。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号4をお願いいたします。

承認第9号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町固定資産評価審査委員会の条例の一部を改正する条例。

こちらにつきましては、地方税法に基づきまして、固定資産の価格に関する不服の審査の
手続を規定している、八丈町固定資産評価審査委員会条例について、納税者等の負担軽減を
図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とするものでございます。

具体的には、審査の申出者が提出する審査申出書の押印、口頭審理において申出者が提出
する口述書の署名押印が不要となります。

施行日は令和3年4月1日となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第10、承認第9号 専決処分事項の報告
及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、報告第1号 令和2年度八丈町一般会計継続費繰
越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の5をお願いいたします。

報告第1号 令和2年度八丈町一般会計継続費繰越額の報告について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお願いします。

令和2年度八丈町一般会計継続費繰越調書。

こちらは、令和2年度の予算で設定された継続費のうち、令和3年度に繰越金額を報告するものでございます。

9款1項消防費、防災行政無線デジタル化整備事業、継続費の総額7億5,043万9,000円。

こちらは5か年の継続事業ですが、繰越額1,243万3,112円。令和2年度の年割額の執行残額を繰越しするものでございます。

以上、報告といたします。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、日程第11、報告第1号 令和2年度八丈町一般会計継続費繰越額の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第12、報告第2号 令和2年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

報告第2号 令和2年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお願いします。

令和2年度八丈町一般会計繰越明許費繰越計算書。

こちらは、令和2年度の予算で設定された繰越明許費のうち、令和3年度に繰り越す金額を報告するものでございます。金額については、翌年度繰越額で説明をいたします。

2款1項総務管理費、中間サーバ接続機器リプレース委託料468万2,000円。こちらは国との接続テストの関係で繰越しをしましたが、6月に完了する予定となります。地域防災計画更新等業務委託料724万9,000円。こちらは東京都との調整もございまして、今年の12月末に完了する予定となります。

3款1項社会福祉、新型コロナウイルス感染症緊急対策経済支援水道料金補助金8,175万2,000円。水道料金7月請求分までの繰越しとなります。

4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業169万8,000円。こちらは接種事業に係る経費の繰越しとなります。

6款1項農林業費、登立水路改修事業1,141万円。こちらは6月末に完了する予定となります。

7款1項商工費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業継続支援金502万3,000円。都の協力金など対象外の事業者への減収補助を繰越しするものでございます。新型コロナウイルス感染症予防対策支援金170万6,000円。こちらは6月末までの受付となるため繰越しをするものでございます。新型コロナウイルス感染症復興割集客キャンペーン事務委託料4,000万円。こちらは宿泊クーポンの関係でございしますが、実施時期が不透明なため繰越しをするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応合宿支援金377万1,000円。学生のスポーツ合宿等になりますが、こちらの実施時期が不透明なため繰越しをするものでございます。フリージアまつり補助金142万8,000円。フリージアまつりの日程のうち、令和3年度の事業に対する補助部分を繰越ししてございます。

8款1項道路橋梁費、中道伊郷名線土地購入53万2,000円。ねぎばな水壺線土地購入119万8,000円。こちら登記に時間を要するため繰越しをしております。八木沢橋改修工事2,979万1,000円。こちらは5月末に工事が完了しております。

4項住宅費、町営住宅給水施設改修工事772万2,000円。6月末に完了する予定となります。

9款1項消防費、消防本部車庫用地調査書作成委託料20万5,000円。所有地の登記完了後の委託となるため繰越しをいたします。

10款2項小学校費240万1,000円。3項中学校費240万2,000円。新型コロナウイルス感染症対策支援事業ということで、備品購入等になりますが、都の補助事業を繰越しするものでございます。

以上、総額2億297万円を、令和3年度に繰り越しましたので報告をいたします。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第12、報告第2号 令和2年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（福田高峰君） 書類番号の6をお願いいたします。

報告第3号 専決処分事項の報告について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月30日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

国民健康保険給付に係る少額訴訟について。

訴えの提起について地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月30日、八丈町長、山下奉也。

1、被告となるべき者。

東京都八王子市在住者。

2、請求の要旨。

平成29年9月19日に八丈町から転出したことにより、八丈町の国民健康保険の被保険者の資格を喪失した。平成29年11月28日から令和元年9月10日までの間に八丈町の被保険者証を医療機関で使用し、八丈町が医療請求を受け46万2,767円を支払った。この不当利得につき請求するものである。

3、訴訟提起の経緯。

これまでに被告に対し、納入通知書及び督促状により不当利得の納入を促したり、電話連絡をするが何ら応答がなかった。請求すべき不当利得は私債権であり、徴収努力の観点から少額訴訟を行うものである。

少額訴訟につきましては、民事訴訟のうち60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、短期間の審理で解決を図る裁判になります。八丈島の簡易裁判所で手続きができますが、相手方が島外在住ということで連絡が取れない場合など、判決に至らないケースも考えられますが、今回初めて少額訴訟を行ったものでございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第13、報告第3号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、同意第3号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号7をお願いいたします。

同意第3号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

次の者を八丈町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2417番地1。

氏名、中村則子。

生年月日、昭和26年11月8日生まれ、69歳でございます。

説明。

八丈町固定資産評価審査委員会委員佐々木昭氏の任期が令和3年6月30日で任期満了となるので、選任するものである。

裏面の略歴については省略させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14、同意第3号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については、原案どおり同意いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第15、議案第38号 令和3年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の8をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議案第38号 令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,301万1,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(笹本博仁君) はい。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明をいたします。

15款1項国庫負担金1,811万6,000円の増。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、こちらは接種事業に関わる負担金となります。

2項国庫補助金1億1,113万9,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億円、1つ飛びまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,111万4,000円の増となります。こちらは事務事業に関わる補助金となります。

16款2項都補助金830万5,000円の増。ページの一番下ですが、山村離島振興施設整備事業費補助金751万5,000円の増。こちらは農協のフォークリフトの購入になります。

次のページです。

19款1項基金繰入金3,800万円の増。財政調整基金繰入金となります。

21款4項雑入18万円の減。こちらは離島甲子園の中止に伴う負担金の減となります。

歳入合計、補正前の額74億7,763万1,000円、補正額1億7,538万円の増、計76億5,301万1,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出になります。

2款1項総務管理費633万1,000円の増。新型コロナウイルス感染症対策島外学生支援給付金480万円の増。こちらは中高校生を除く島外学生の給付金となります。1人3万円の給付で160名を予定してございます。原則、こちらはJコインペイを利用しての給付を考えてございます。

そのページの一番下の行になりますが、光熱水費100万円の増。こちら裏見ヶ滝温泉の関係でございます。これまで土地を借用して、その湧水を活用して割り水をしておりました

が、土地の借用ができなくなったため水道料金を計上してございます。

次のページになります。

2 項企画費127万円の増。こちらは多目的交流施設の火災報知機等の修繕となります。

3 項徴税費8,000円の増。地方電子化協議会負担金等となります。

3 款 1 項社会福祉費8,048万7,000円の増。新型コロナウイルス感染症対策経済支援水道料金補助金8,000万円の増。こちらは水道料金の補助を4か月間延長するものでございまして、11月の請求分までとなります。

2 項児童福祉費12万5,000円の増。児童福祉司資格取得受講料等になります。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項保健衛生費3,435万5,000円の増。一番上の超過勤務手当504万円の増。コロナワクチン接種業務に関わる職員の超勤となります。こちらは補助対象外となります。

4 目の予防費でございしますが、2,903万円の増となります。こちらはコロナワクチン接種業務に関わる会計年度職員の報酬、職員の超勤、看護師謝礼、医療機械の委託料等になります。こちらは補助対象となります。

次のページをお願いいたします。

2 項清掃費35万3,000円の増。こちらは修繕料等になります。

6 款 1 項農林業費411万9,000円の増。土地改良事業費の関係ですが、こちらの委託料ですが、銚子の口関係を業務委託で計上しておりましたが、工事費に振り替えたため、1,650万円の減となっております。工事のほうは、銚子の口ため池改修工事1,950万円の増。こちらは仮設ポンプ設置に係る経費の増となります。

3 項振興費3,401万6,000円の増。山村離島振興施設整備事業補助金801万6,000円の増。こちらは農協フォークリフトの購入となります。新型コロナウイルス感染症対策共撰共販支援事業補助金1,800万円の増。こちらは共撰共販の箱代等の経費の2分の1を補助するものでございます。

次のページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策漁業操業支援事業補助金800万円の増。こちらは漁業操業に係る氷代の2分の1を補助するものとなります。

7 款 1 項商工費640万円の増。新型コロナウイルス感染症対策商工会員支援事業補助金285万円の増。商工会員の会費の2分の1を補助するものでございます。一番下の行になります。新型コロナウイルス感染症対策観光協会支援事業補助金315万円の増。観光協会会員の会

費の2分の1を補助するものでございます。

8款1項道路橋梁費27万5,000円の増。こちらは車の修繕料等が主なものとなります。

3項都市計画費3万1,000円の増。消火器購入等になります。

4項住宅費422万2,000円の増。給水ポンプユニット修繕工事400万円の増。こちらは寺山団地になります。

次のページをお願いします。

9款1項消防費158万4,000円の増。大賀郷分団詰所エアコン改修工事100万円増が主なものとなります。

10款2項小学校費148万7,000円の増。大賀郷小学校配管改修工事130万円の増が主なものとなります。

次のページをお願いします。

3項中学校費19万1,000円の増。薬剤師委託料等が主なものとなります。

4項学校給食費79万円の増。調理場の床シートの修繕等が主なものとなります。

5項社会教育費87万2,000円の増。末吉公民館の浄化槽の修繕、三根公民館の音響機器の購入などになります。

次のページをお願いします。

6項保健体育費180万3,000円の減。三原中学校の照明修繕が37万円の増となりますが、離島甲子園の中止により214万5,000円の減となっております。

11款1項公共土木施設災害復旧費43万2,000円の増。こちらはふれあいの湯近くの道路の災害復旧となります。

14款1項予備費16万5,000円の減。

歳出合計、補正前の74億7,763万1,000円、補正額1億7,538万円の増、計76億5,301万1,000円となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

質疑は、歳入歳出一括でお受けいたします。

また、発言者は予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 8ページ、一般管理費の中で新型コロナの感染症対策費で島外学生の支援と、3月の議会のときに要望したことを早速取り上げていただきましてありがとうございます。できれば早めの支給のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 要望でいいわけですか。

○13番（浅沼憲春君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 10ページになります。保健衛生費、環境衛生費の中の修繕料に入るかと思うんですけども、つい最近、坂上のあおぞら保育園について、ちょっと住民の方から意見がございまして、ゼロ歳児ルームのエアコンが壊れているということで、その件について町のほうに相談されたそうです。ご回答としてみれば、9月まで待つてほしい。何かいろいろ経費的な問題があるのか、何かそのようなご回答で、ゼロ歳児の命を預かる保育園でどうなのかというような声がありましたけれども、その後、進捗状況を分かれば教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。今のお話、ちょっと私ども今初めて聞いたので、関係職員にその辺はしっかり確認をして早急に対応したいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 先ほどの島外学生の支援給付金ということで、大変ありがたい支援金だと思うんですけども、学生に限らず苦勞している卒業生いると思うんですけども、これ、島外に出て在学している学生のみというふうな枠だと思うんですけども、就勞している方は対象にならない理由についてお伺いします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、3月の議会で13番議員のほうから、副議長のほうから要望があったということでございますけれども、この趣旨がコロナウイルスの感染症の拡大や長期化によりまして、学生たちがアルバイト等できなくなったと。もちろん仕事をしている方も仕事がなくなったという状況はございますけれども、今回はそういうところ、最近のニュースでは、大学からアルバイトもしないでくれというような通達も出ている学校もあるというふうに聞いていますので、今回に関しては、学生ということに的を絞ら

せていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 4番、よろしいですか。

4番。

○4番（山本忠志君） 僕は予想していた回答として、やっぱり学生と就労している方の違いは、やっぱり歴然とあると思うんですね。既に就労されている方は一社会人としてそこに住居を定めて、その居住地に納税している方というそういうくくりと、あとどうしてもそういう収入の得られない学生という場合には、ちょっとそこで差をつけたのかなと思って質問してみたんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 言葉足らずで申し訳ありませんでしたけれども、その辺についても、4番議員がおっしゃるとおりというふうにご理解いただいて結構でございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 先ほど13番言われたように、できるだけスピード感持って対応していただければというふうに思います。

次のページになります。水道料金の補助ということで、これもまた延長していただけるのかという、本当にありがたいんですけども、額面で4、5、6で8,175万円、今回は4か月分で8,000万円というね、大丈夫なのか、しかも夏に入るわけでね。この額はちゃんと例年の使用料を勘案しながら定めた額なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 去年の使用料も勘案して計算して予算を計上させていただいております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 8ページの総務費に入るのか、9ページの民生費でちょっと分からないんですが……

○議長（奥山幸子君） 何ページ。

○9番（岩崎由美君） 8ページか9ページ、民生費に入るのかと思うんですが、先ほど則子議員が個別避難計画について質問されました。そのとき、申出制で作成しているというお話があったんですが、申出ができない人、例えば情報を知らないとか、障害を持っているとか、そういった人はどういうふうに対応されているんですか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 先ほど言葉足らずで申し訳ありません。高齢者の実態調査の中で申出を受けているというような解釈をしていただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 9番、よろしいですか。

8番。

○8番（山下 巧君） 8ページ、先ほどの島外学生の支援なんですけれども、以前コロナ支援ということで、何か送ってあげればいいんじゃないかという話ししたんですが、そのときは航空券、G o T oとかそういったもので、島民割引を使わせるとか、そういうことでしたんですね、回答は。

今回は3万円掛ける160人ということですが、この160人というのは、学生、要は二十歳までとか、在学学生というのは把握しているわけなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） こちらの人数につきましては、実際のところ実数等は把握し切れてございませんので、八丈高校の卒業生掛ける4年制の大学というところを基本に計算しておりますけれども、対象といたしましては、年齢制限等なくて学生、大学院を含んで、学生であれば対象となるというところでございます。

あと先ほど13番議員と4番議員から、支給を速やかにということでもございましたけれども、ここで一番心配されるのが、申請者は学生本人になりますので、どのようにこの事業を知らせるかということになります。ここが一番悩ましいところで、時間がかかるところであると思います。

これ支給の方法については、かなり早くできる方法を選定しておりますので、申請をしていただく期間というのが一番重要になってくると思いますので、どうやってお知らせするかについては、この予算を通していただいたとしたら、議員の皆さんもお知り合いに声をかけていただくとか、口コミが多分一番効果があるというふうに考えていますので、学生をお持ちの保護者の方をご存じでしたら、こういう事業があるよと、ホームページのぞいてくださいよというだけで結構ですので、そういうところで皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 8番、よろしいですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 10ページの衛生費、誰も聞かないのでちょっと聞いていますけれども、今ワクチンの接種状況はどうなっているかということと、それから、八丈町が、ワクチン今

のところの完了、全ての対象者が完了する予定はいつ頃か、もし目安が立っているとしたら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） まず医療従事者、こちらのほうは4月19日から5月にかけて、もう既に2回接種が完了されている医療従事者は、町立病院と民間のクリニックさん、それと消防の職員、消防本部の職員ですね。それと、保健所の職員の方、こちらはもう既に2回の接種が終わってございます。合計で137名が完了してございます。

それ以外の例えば歯科医師、歯医者の方とか、あと薬局の職員の方、あと病院等に入っていないんですが、うちのほうでご協力をいただいている看護師の方々、そういった医療従事者、約50名いらっしゃいます、この方々は1回目の接種はもう終わっております。2回目はもう間もなく開始というところでございます。

また、65歳以上の高齢者、5月1日現在で対象者が2,978名いらっしゃいます。この方々は5月10日から一般の高齢の方々をまず、前にも話したように5歳刻みで細分化をして、順番に年齢の高い順から接種をいただいているというところでございます。現在、今日が10日ですから、今80から84歳の方の2回目の接種が今週始まっております。実際今、今日も午前中は岩渕クリニックさん、午後からは保健福祉センターで集団接種という形で、今現在行われています。

そうした中で、65歳以上の高齢者の方で接種率、1回目終了している方が、これはすみません、6月4日現在なんです、43.28%の方々が1回目の接種は終わっております。もう既に2回目の接種も終わったという方が14.94%いらっしゃるというところでして、また、今月の21日からは一番人口の多い70から74歳の方々の1回目が始まります。21日から30日まで、人数が多いので日数は増やしてございます。

そうしたところでいけば、今のところはワクチンも、実は確保が65歳以上の方の2回接種が終了するまでのワクチンのほうは確保できました。報道等でもかなり出ていますが、7月の末までに八丈の65歳以上の高齢の方は2回目の接種も終わるということで、今現在進めております。

その後が、また基礎疾患をお持ちの方とか、あと施設の従事者、それと60から64歳の方、この方々を8月の第1週から接種ができるように進めてございます。

途中で、実はワクチンの接種対象者、当初は16歳までというところが12歳までというふうに変っておりますので、8月からは土曜日にも町立病院の先生にもご協力をいただいて、

土曜日の接種を増やしていくと、毎週実施していこうということで、本当にワクチンが順調に入ってくれば、11月には対象者全員が終わるんじゃないかというスケジューリングを組んで、今現在は町職員全体で進んでおります。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていた人もいますけれども、皆さんが本当に頑張ってやられているんだなということをつくづく感じております。

先ほど1回目が終わっている、43.28%でしたか、この人たちはほかの人たちどうするかというのは分かっているんですか、やらないかやるかというのは。もう2回目に既に始まっているわけじゃないですか、高齢の方。でも1回目が終わっている人がまだ43%ということは、2回目が始まっているのに、1回目やるべき人がまだやっていないのが50%以上いるという人がどうするのかなと、ちょっと。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 一応スケジューリングで、基本1回目から3週間後の21日目に打てるように、最初の予約の時点でもう2回までの予約を同じ3週間後の同じ時間ということでもう予約を入れています、今、うちらは。それで、また、先ほど一般質問の中でもお話ししたんですが、前日にはやはりもう一度時間の確認とか、体調のチェック等を行っているというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） すみません、今のことに関連して。

私も義母のワクチン接種と一緒に同行していったんですけども、1回目のときに打ったときは看護師さんが2人、1、2、3って分かれていますよね。それで、一番奥だったんですが2人いらっしやったんですね。2回目のときは打つ方のみ、1名だったんですけども、それだけもう、1人でいい、そんなに人員は要らないということで1人になったのかという点と、あと、そのときに横になっていらっしやる方がいらっしやったんですが、その後の打った方の副反応とかというのはどんな具合なんでしょうか。知り得る範囲というか、それで教えていただけますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） まずスタッフ、今接種の窓口が3つあります。一応毎回看護師の資格をお持ちの方をあそこに5人配置しています。なので、もしかしたらたまたまその

ときにどこかほかのところに行かれていたのかと。流利的、会場に行かれると分かると思うんですが、最初に受付をして、その後に問診をやって、接種をして、済み証をもらいながらの15分の待機等もあるんで、そこでもやはりスタッフ全員が、その15分の待機者の方も顔色とか動きとかを常に見るようというところで話をしているんで、そういったところで動いていたんではないかというふうに考えております。

あと、横になられている方がいらっしゃった。私が把握している限りでは、まず1回目の接種で血圧が急激に下がられたという男性の方がお一人いらっしゃって、すぐに看護師と、あと先生、ドクターとで血圧等を測って、30分ほど横になっていただいて、回復されて、もちろん私どもはご家族の方とか息子さんとか呼んで、対応して大丈夫ということでお帰りになられた方はいらっしゃいます。

あと、それ以外については、結構2回目の接種での副反応がニュースでも、報道で結構いろいろ言われていますが、その辺については、特段うちの福祉健康課で、その辺を把握してくださいとか、そういったところは実際国から来ていないんです。一番うちで身近で分かるとしたら、病院のほうは医療スタッフさんはもう2回接種してしまっていて、その辺は事務長のほうで把握していると思うので、この後事務長のほうから回答したいと思います。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 病院の接種副反応結果なんですけど、全体で97名の方に接種をいたしました。ちょっと取れたのが57名なんですけれども、そのうちなんですけど、1回目腕の痛みが44名、77.1%。頭痛・首痛、この方たちは熱なしで5名、8.8%。倦怠感が4名、7%。熱の方が1名、37度が1名で1.8%。症状なしが3名で5.3%となっております。

2回目なんですけれども、これに関しまして腕の痛みは3名、5.3%。頭痛・倦怠感、これは熱なしで5名、8.8%。熱、悪寒ですね、この方たちが37度1分から38度9分まで出た方がいらっしゃいます。その方が20名、35.1%、そのうち男性が4名、女性が16名。症状なしが29名で50.8%ということをして、一応うちの職員のほうと取れた方、会計年度の方とかその方には、こういう形で数字が出ております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 今のワクチンの件につきまして、1つちょっとお願いと、あと今後のことについて伺いしたいと思います。

今、八丈町の中でもそうですけれども、ワクチンを推進するという動きが大変強くなっております。これは日本国内も海外もいろいろ含めてですけれども、そういった中で、実際、住民の方から、何らかの形でワクチンを接種できない、またはワクチンを接種したくないという反対派の方の声なども寄せられているように、ちょっとその数も増えてきたように思えます。

その中で、現段階では、このワクチンは自己責任ということになっているかと思えますけれども、何分ちょっと島のような小さなコミュニティだと、誰々が受けたのにここは何で受けていないのとか、そういった強制的なものになりかねないという心配、懸念なども寄せられております。

さらに、今後若年層の方、そういった方からの意見はいろいろあるんですけれども、やはりインターネットとか、そういった広い情報収集ですよ。国内だけではなくて海外での事例とか、そういったものをいろいろ分析している方の声も多くありまして、やはりワクチン接種、今後の在り方について、特に若年層に対象なんですけれども、接種前に某自治体は、接種前の確認シート、自己責任でというふうをお願いするための幾つかの項目を挙げているんですね。そこにチェックをしていただいて、それで受けますというような最後のご本人の名前を書いていただくと、そういった対応も今進んでいるところも多くなっております。

というのは、何かあったときに、やはり町のほうとかにもいろいろな苦情とか寄せられてくることも今後考えられますし、特に若年層については、本当に賛否両論の意見が多く、今入っている事実でもございます。なので、今後の対応について、接種前の事前確認シート、そういったものはご検討いただけるのかどうか、1つ質問でございます。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今ご質問ありました接種前の確認シート、一応、今現在も予診票のほうではチェックの後に、自署で責任は自分でしっかり取りますというような、自署の欄がついているんですね。ですから、その、お子さんたちになると保護者の方のご意見等もたくさんあると思うので、その辺については、ちょっと今後検討したいと考えております。

ただ、今私どもで考えているのが、12歳まで下がったということで、まず接種会場を学校でもとかいうことも考えたんですが、今1番議員がおっしゃったように、強制じゃないので、全員が打つわけでもないの、そこで何かしら中傷的なものが出た場合も困るところもあるので、あくまでも会場はうちの保健福祉センターでという考え。それと、できれば夏

休み中にお子さんたちの接種をできないかというところで、今ちょっと検討している最中なので、その辺でうまくタイミングが合えば、うまくやっていけるのかなというところであり
ます。

ただ、やはりお子様の接種に関しましては、本当にいま一度慎重にやっていかなければい
けないというのは、担当職員もみんながそう思っていますので、その辺はご安心ください。

○議長（奥山幸子君） 1 番。

○1 番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

某自治体の出しているチェックシートなんですけれども、ちょっと後日、よろしければ持
参してお目通しいただきたいなと思っております、そのシートに10項目ほど、その自治体
によってもやり方は違うと思うんですけれども、私が頂いたものは10項目、コロナワクチン
に対する、ワクチンを打って必ずしも改善するものではないというような、どちらかという
とマイナスの面、こういう結果が、副反応も含めてなんですけれども、こういうことを見込
んでそれでもよろしいですかというような確認シートになっているんですね。

そのぐらいやは若年層については細かなご対応が求められているのかなというふうに感
じておりましたので、そのあたりもぜひ考慮していただきたいと思っておりますので、よろしくお
願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 要望でよろしいですね。

ほかに。

5 番。

○5 番（沖山恵子君） どのページというよりも全体の流れのことでお伺いしたいんですけれ
ども、6月補正いつもそんなに大きな金額は動かないんですが、今年は1億円以上の大きな
お金が動いていまして、国からコロナ対策資金が来たので、それを使って幅広くいろんなと
ころに補正をかけているなというふうに読み解いたんですけれども、今まで町民の皆様から、
八丈は水道料以外にコロナ対策しないよねみたいなことをよく言われていたんですけれども、
今回は、例えば商工会さんの会費を補助していますよとか、観光協会さんの会費を補助して
いますよとか、いろんなことが書いてあるんですけれども、国からのコロナの補助金を、そ
ういういろんなことに幅広く今回は使いましたということで解釈していいのかなというの
の確認です。

あと、いろんな修繕費もいろいろあるんですけれども、収入と支出から見ると、例えば末

吉公民館修繕しますよというのも、出どころはその交付金なのかなと思うんですけども、全体の財政構成として、コロナの交付金が入ったのでそれを各種、各方面に振り分けて、いろんな補正をかけましたということなのか、お聞かせください。確認です。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） まず、コロナの交付金の活用の部分は、歳出に新型コロナウイルスと載っているものが対象になってございます。

事業につきましては、前回の議会でも、農業ですとか漁業、そういう面も含めて対応させていただきますということで、私お返事したと思います。そのようなことで、総合的に幅広くに予算を計上させていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

4番。

○4番（山本忠志君） 10ページです。健康増進費のところなんですけれども、運搬量が230万円減額、委託料として同額が増額されているんですけども、これは恐らくがん検診のエックス線検診車の海上輸送費だと思うんですけども、これを輸送するのをやめて、委託するという形に検診が変わる、がん検診の形が変わるということですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） いえ、がん検診自体の形態が変わるということではございません。ただ、運搬料と別に最初の予算で、当初で組んでおりましたものを、この委託料のほうで、がん検診の委託料の中に含んでくれということで、ちょっと組替えをしたというところでございます。

○4番（山本忠志君） ああ、そういうことで。じゃ、何も変わらないのね。分かりました。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、コロナワクチンのことでもう一つお聞きかせください。

先ほど課長がいろいろ説明されているのを聞きますと、年齢順に順番に交付券発送して注射を打っていきますよということなんですね。11月ぐらいまでかかって最後の人とおっしゃっていましたが、都内の大規模接種会場の話を聞くとがらがらですよというのがありますよね。

今すぐは無理だとしても、例えばもう少し進んでいくと、一般の方も大規模接種会場で打つという時期が来るかなと思うんですね。ただ、年齢順でどんどんどんどん接種券を配っていくと、例えば私の場合、接種券が来るのが9月、10月ぐらいで、もしかしたら夏休みに、

夏の間東京に上京する予定があるので、そこで都内の会場で受けてるかもしれないということがあるかもしれないですよ。

そういうことも含めて、接種券というのを先に発送して、予約は順番なんですけれども、接種券のほうは先に発送して、受けられる方は島外でご自分で受けることも可能ですよということではできないのか。いやいや八丈町できっちりやりますから、皆さん順番に島で待っていてくださいね、接種券も少しずつ発送していきますからということなのか、その辺臨機応変な対応ができるものなのか、できないものなのか。

あと、私の知人でちょっとがんの方がいらっしゃって、7月に入院して何か手術をするそうなんです。お医者さんには、手術後は打てないけれども、手術前だったらコロナのワクチン打ってきていいよって言われている。でも年齢が若いので、接種券頂いていないし順番も来ないし、このままだと無理かなというような話もあるんですけれども、そういうような方とか個別対応というのか、基礎疾患があるみたいな感じでどうにかしていただけるものなのか、いやいや順番なのか、その辺も含めて臨機対応なことができるかできないか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） まず、一度に接種券を皆様に幅広く送るとするのは、ちょっと予約の受付の体制が、今回補正かけているんですけれども、予防費の委託料、下から2段目のところの7万8,000円。これ実は予約の回線を増やそうということで補正を上げさせていただいております。

というのも、今65歳までは5歳刻みで大体500名程度で刻んできたんですが、その後はスピードアップをしたいというのもやっぱりありまして、実は10歳刻みで、そうすると大体人数が800名から900名なんです、調べたら。ですので回線も増やして、スタッフも増やしながらか、そのところをスムーズに回して、早めていこうという考えでやっておりますので、ちょっとそのところは、今がん患者の方がお知り合いでいらっしゃるということですが、そのところも含めてちょっとうちで検討させていただきます。

また、島外の大型会場での接種に関しましては、今現在ワクチンが、あちらのほうはモデルナというワクチンで、八丈町で使っているのはファイザーのやつなんです。今の現状では、同じワクチンを2回打たなければ効果はないということもあるので、変な話、1回目は、例えば私が東京に行ってタイミングよく打てたととしても、今度はモデルナですと、3週間ではなくて4週間後なんです。そのときにまた受けに行かなければいけない。八丈で2回目を

打つということはできないんですよ。

そういったところがあるので、町のホームページにもたしかこのことは記載はしているんですが、なかなか皆様、島民の方は、1回行ったときのタイミングで、いや大型接種で打てるんだったら先に打ちたいよという方もいらっしゃると思いますが、そういったことをやはりご説明すると皆さん理解を示してくれていると思います。

あと、ワクチンについて、本当にできるだけ短いスパンで、住民の方に2回目の接種まで終わりにしていただきたいという部分では、今の我々の体制で満足しているわけでは決してございませんので、また、ほかの職員とか、そういったところでも協力をいただいて、どんどんとかく早く終了させるということで目指しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 今の説明を聞いて、島でおとなしく待つのが一番早いなだよって思いますので、おとなしく待ちます。

また、さっきのがん患者じゃないんですけども、やっぱりいろんな方がいらっしゃると思いますので、そのホームページも確かに何か事情がある方、電話くださいって書いてありましたけれども、そういう方がいらしたときには、また臨機応変な対応をお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） ちょっと質問なんですけど、例えば坂上3地区ありますよね。今こちらの福祉センターまで来るまで、やはりさっき一般質問でもありましたけれども、その交通の便ということを考えれば、例えば坂上地区、末吉、中之郷、檜立の公民館とかを使って、そこの地区のほうのワクチンを先に打つということは不可能ですか。

というのは、副作用が出たときに隣にやっぱり病院があるからということで福祉センターということなんですか。ちょっとすみません、質問です。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 議員おっしゃるように、副反応で重篤になった場合、すぐに対応できるのが町立病院なんです。ですからやはりそこまでの搬送時間とか考えると、各公民館ちょっと難しいのかなと。実際現状、今消防本部のほうにも協力いただいている、我々職員、保健師さん、あと消防の方にも15分の待機の間は一緒にいてもらっているんです。常に見て、何か異状がないとか、変な話、突然意識をなくされる可能性だってないというわけでは、まだ分かりませんので、そういったところでは慎重にやっていきたいと考えて

おります。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） ちょっと質問させてください。

さっき電話の設置とか、その予約が大変だということをお話しされましたけれども、茨城県かどこかでは、例えばその年齢、その人を、その時間と場所だけ、日にちとか、それを印刷して、それを送れば、予約も要らないし、もらった人はその時間、その日に行けばいいというやり方もあるんですけれども、大変だったらひとつそういう考えもどうかと思います。一応提案です。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 日にちや時間を入れて個人個人にやると、これは強制ではないので、送って、来られるかどうか分からないとなると、先ほどの質問にもありましたけれども、ワクチンの無駄にもつながる可能性も非常に高いと思うので、ちょっとそれは難しいというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 9ページの民生費になるのか、14ページの教育費になるのか分からないんですけれども、ちょっとしばらく前に子供たちというか、生理の貧困ということが社会問題になりました。我が八丈町のほうでは、そういう実態はどのようになっているかというのは把握されていますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 報道等でも生理用品について、自治体によっては配布をされているところもございますが、一応私どもで把握しているところは、子ども家庭支援センターに1件、電話でのお問合せがあったと。八丈町でそういった支援策をやっていますかというお電話が1本あったということは聞いております。

ただ、今後、そういった、何ていうんですか、コロナによってやはりお金も減少、少なくなって、そういったところで困るというお子様方もいらっしゃるということであれば、当然それは町として把握はしなければいけないということで、そこは教育のほうと連携を取って、例えば学生の方々、小・中、あと高校のほうもご協力いただいて、まずは調査を行わなければいけないということと、あと考えますと、配布の仕方というんですか、例えばうちの健康課にご自由にどうぞって、もし置いたとしても、なかなか取りに来るのはという方もいらっしゃると思いますし、逆にトイレに設置しておけばいいじゃないかというところもありま

すが、それが一番いいのかもしれませんが、もしかしたらそれをごっそり持っていかれるというような危険もあるのかなというところで、ちょっと今、何かいい方法がないかを、各自治体さんでいろんなことをされていると思うので、まずはそこを調べたいというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 3番からいいですか。
（「今の……」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 関連ね、ごめんなさい。
9番。

○9番（岩崎由美君） ありがとうございます。

それで、子家センに問合せが来たときに、どのような回答の仕方をしたのかなというのが1つ聞きたいです。伺いたいです。

それと、あとやはりその調査をしていかなきゃいけないというのはあります。コロナで皆さんお忙しいことだと思いますけれども。あと保健室という手もあるのかな。大人でもトイレからトイレットペーパーをごっそり盗んじゃう人がいますから、何かやっぱりね、1つハードルというかあったほうがいいのかと思いますけれども、その問合せに対してどのようにご回答されたか、ちょっとお伺いします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 申し訳ないんですが、お電話でのお問合せには、八丈町で、今現在そういったことはやっていないということでお答えをしたというところでございます。

ただ、そのお答えをした後に、担当の職員からも、多分それが気になって私のほうに報告が上がってきているので、そういった部分では、これからちょっと本当、後手後手で申し訳ないんですが、これからどういった方法が一番いいのか。そこを調べていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） そういった1人の小さなさやかな声にどう対応するかというのは、やはりとても重要なことだと思うんですね。特にそういうデリケートな問題、教育上の問題なんで、例えばやっていないんですよって言っちゃうと、もうそれで話がおしまいになっちゃう、その人にとっては。

例えばどんなことがあったらいいですかという問いかけも、すごく大事なかなと思うんですけれども、これは今回の問題に限らず、いろんな電話の対応ということもあるので、その辺

はちょっと伺いたい。副町長あたりに伺いたいかなと思うんですけども、そういう、今日は副町長活躍していないんで、ちょっと一言いただきたい。

そういった町民の小さな声、例えば以前はがきでこんな声を出しましたけれども、全然回答がなかったとか、いろんな声を聞くことがあるんで、ぜひご回答をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

○副町長（山越 整君） ご指名ですので。先ほど来からの、午前中からのいろんなやり取りでもありますけれども、いろんなお声が我々のところには届きます。議員の皆さんから来るお声もあれば、直接職員にも、それからあと町長にも、それから私にも届きます。町ができることできないこと、即断、判断でお答えする場合がありますけれども、大概の場合は、どうやったらできるんだろうということ、1回お預かりするというのが大概の我々お答えとしてやっていますので、基本的にむげに何かをするようなお話というのはないというふうに我々思っていますので、ご相談、お声とかいただければ、どうやったらできるんだろうというところから我々考えるということですので、これからもぜひ幅広くお声のほうはお届けいただければというふうに思います。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） すみません、今の生理の貧困についてなんですけれども、都では、この9月から全都立高校の女子トイレに生理用品を置くということになりました。八丈町としても、小学校、中学校、多分保健室には用意はしてあると思うんですが、いざというときのためにというか。ただ、小・中学校のトイレにも、やはりこういう状況なので、生徒が自由に使えるというものがあつたほうがいいのではないかなと思うんですけども、教育課長、お考えはどうでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 私どもが見落としがちなご指摘というところで、前向きに検討させていただきますと思います。

○議長（奥山幸子君） 前向きですって。

ほかにございますか。歳入歳出全てです。よろしいですかね。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第38号 令和3年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

55分まで休憩いたします。

(午後 2時42分)

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時55分)

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第16、議案第39号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号9をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第39号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和3年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いいたします。

継続費。

第5条、予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額に、次の事業を加える。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、大川取水施設改良事業。補正前、総額6,382万円、令和3年度年割額6,382万円。補正後、総額1億1,300万1,000円、令和3年度年割額3,170万

円。令和4年度年割額8,130万1,000円。こちらは工事費の増により、継続事業に変更するものです。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

9ページをお願いいたします。

令和3年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入です。

1款水道事業収益、3項特別利益228万4,000円の増。こちらは大賀郷浄水場の用地の一部を都道整備工事に伴い、土地を売却した収入となります。

次に支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用1,774万円の減。大川浄水場建設に係る人件費への振替による減になります。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入です。

1款資本的収入82万5,000円の増、3項国庫支出金26万5,000円の増、4項都支出金52万1,000円の増。こちらは大川浄水場改修事業に係る国・都の補助金の増となります。

5項固定資産売却代金、3万9,000円の増。こちらにつきましても、大賀郷浄水場の土地の売却による収入となります。

次のページをお願いいたします。

支出です。

1款資本的支出、1項建設改良費1,774万円の増。こちらは収益的支出の人件費を大川浄水場建設事業分へ振り替えたことによる増となります。

一番下の工事請負費につきましては、大川取水施設改良工事を2か年の継続事業に変更したことにより減額、同じ額を配水管布設工事分で増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第39号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第17、議案第40号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号の10をお願いいたします。

議案第40号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

公職選挙法の改正に伴い、八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動に係る経費の公費負担に関する事項を定める必要があることから、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

内容のほうですけれども、公職選挙法の一部改正に伴いまして、選挙運動費用の一部を町で負担することにより、立候補者の負担を減らし、立候補や選挙運動の機会を保つことを目的とし、条例を制定するものでございます。

内容は、町議会議員及び町長選挙について、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、町が負担するものでございます。

具体的には、選挙運動用自動車に係る費用については、ハイヤー等の契約による場合は、

1日1台、上限が6万4,500円となります。ハイヤーによらない個別契約方式の場合は、1日1台上限1万5,800円の公費負担、燃料代が1日7,560円の日数分の範囲内、運転手雇用は1日1万2,500円の範囲内となっております。

選挙運動用のビラの作成費用につきましては、ビラ1枚当たり7円51銭で、町議会議員選挙の作成枚数の限度は1,600枚、町長選挙の作成枚数の限度は5,000枚となっております。

選挙運動用ポスター作成費用の公費負担については、1枚当たり作成単価の上限を1,100円とし、作成枚数は掲示場の数が上限となっております。

これらいずれの場合も、候補者とそれぞれの業者との間で有償契約の締結が必要となります。候補者はその契約について選挙管理委員会へ届出し、選挙管理委員会から業者等への支払いを行うこととなります。

条例の主な内容は以上となっておりますけれども、公職選挙法の改正では、町村議会議員の選挙運動用ビラの頒布の解禁と供託金制度を導入することとしております。

施行期日は公布の日としておりまして、公布の日以後に告示される選挙から適用となります。

簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません。今、供託金を導入するというふうに聞こえたんですけども、もう少し詳しく教えてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） これは、今回の条例には載ってありませんけれども、公職選挙法の一部を改正したことによりまして、今まで町村議会議員選挙では不要だったものが、15万円の供託金が必要になるということでございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） この条例改正の本質というか理念的な部分は、やはり議員の成り手が少ないということが背景にあるのでしょうか。

それで、まずこのお金ですね、これは国から入るのか、各都道府県から入るのかということと、供託金はどこに納められるか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） この制度の目的は、やはり立候補する方の資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を保つということが目的となるということでございます。

あと、これにつきましては、今こちらの条例で載ってありますが、町の中の選挙でございますので、財源は町の持ち出しというところでございます。

あと、供託金については、法務局か、そちらのほうに。町ではない、町に納めるものではありません。

○議長（奥山幸子君） 5番議員さん、大丈夫ですか。いいですか。

ほかにごございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第40号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第18、議案第41号 八丈町と畜場条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、次のページをお願いします。

議案第41号 八丈町と畜場条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町と畜場におけると畜対象家畜に変更が発生するため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

今回の改正についてですけれども、2018年6月に食品衛生法の改正法案が可決され、2020年6月から食品を扱う事業者に対して、HACCP（ハサップ）による衛生管理の義務化が開始されました。

HACCPとは世界的に導入されている食品衛生管理システムのことを言います。ただし、2020年の法律施行から1年間は猶予期間として設けられておりました。しかし、2021年6月からはHACCPの導入運用が完全義務化となっております。

この法改正を受けまして、八丈町では八丈町と畜場HACCP計画を今年5月に作成しております。屠畜に当たっての衛生管理手順を定め、作業等に関する点検票を整備するなど、HACCPマニュアルに沿って衛生管理を今後行っていきます。

今回の条例の一部改正については、普通と畜の対象をヤギ以外を対象から外すものです。HACCP計画において以前屠畜していた牛などに関しては、施設の構造上、解体する作業工程で衛生管理上問題が生じてしまうため、対象から外すものです。

参考までに、牛の屠畜については平成29年に1頭やったのが最後になります。

令和2年度の実績は、ヤギ5頭を屠畜しております。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第41号 八丈町と畜場条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第19、議案第42号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 次のページをお願いいたします。

議案第42号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための措置等に関し、規定の整備を図るため提出します。

次のページをお願いします。

八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

こちら、まず地域の密着型サービス、こちらは、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域の特性を生かし、その地域に沿ったサービスを提供するというものでございまして、こちらを受ける方は要介護の認定を受けている方というところでございます。

こちら、議案の第42号から続いて45号まで、こちらについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、関係条例の整備が必要なため、一部を改正するものでございます。

全てにおいて主な内容なんですけど、まずは書面で行うことが規定とされているものについては、書面に変えて、当該書面に係る電磁的記録、例えばCDもそうですし、メールとかそういうものにより行うことができることとされた。

あとは、事業所の職員に対しまして、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、研修を定期的実施することとされました。こちら経過措置が3年ございます。

あと、感染症、または非常災害の発生時において、入所者に対する業務を継続的に実施す

ることを行うための計画の策定、職員等に対する研修や訓練の実施ということで、こちらも経過措置が3年というふうになってございます。

それと、感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の開催、研修を定期的に実施することとされました。これも経過措置が3年あります。

あと、事故の発生またはその再発を防止するための措置を、適切に実施するための担当者を置くということで、こちらは経過措置が6か月というものが主な内容となっております。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません。これが施行されると、業者さんの負担が増えると思うんですけども、これによって事業をやめるとか、対象者が減るとか、そういうところはあるんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） ここに変わるということで、今現在八丈に3者、地域密着型で該当する事業所ございますが、どちらからもそういったご意見等は聞いておりません。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 経過措置が半年から3年ということですけども、ざっと読んだだけなんですけれども、今後実際に事業に関わる人が担当者にならなければいけないとか、今までだったら、例えば所属長とか、町でいえば町長ができたものが、実際の資格を持った人じゃないと今後駄目だよみたいなことも書いてあるように読んだんですけども、その辺、例えばそうすると、事業者さん、今結構人手不足なので、できなくなるよというの、今は言っても、今後出てくるかなということも思うんですけども、その辺に関して、例えば町で資格を取るじゃないですけども、何か補助をしてあげるとか、何か手伝ってあげるとか、そのような何かはないんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） その辺の事業所さんの負担に関しましては、結局は国からそういう手当的なものは出るようになっております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第42号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第20、議案第43号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を上程いたします。長い。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。長々と、申し訳ないです。

次、8枚ほどおめくりいただいて。

議案第43号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための措置等に関し、規定の整備を図るため提

出します。

ということで、次のページをお願いします。

八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということで、こちら、先ほどの中身は同じ内容になりますが、こちらのほうは、先ほどは要介護の認定を受けている方で、こちら43号に関しましては、要支援の認定を受けている方の介護予防というところでございます。

説明は、簡単ですが以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第43号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第21、議案第44号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） では、今のところから5枚おめくりいただいてよろしいでしょうか。

議案第44号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の省令の一部改正に伴い、改正をする必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

ということで、こちら、まず居宅介護支援等というのは、介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネが心身の状況や生活環境、ご本人、家族の希望に沿って、ケアプラン、居宅サービス計画を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所との連絡・調整をするというものでございまして、こちらを利用できるのが要介護認定を受けていらっしゃる方というところでございます。

中身については、先ほどと同様なので割愛させていただきます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第44号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第22、議案第45号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 次、また、すみません、2枚ほどおめくりください。

議案第45号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令の一部改正に伴い、改正をする必要があるため本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例。

ということで、先ほどのと中身は一緒ですが、こちらのほうは要支援の認定を受けている方ということでの話となります。

説明については同じ内容なので、割愛をさせていただきます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第22、議案第45号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第23、議案第46号 令和3年度旧庁舎解体工事請負契約を上程いたします。

審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により、12番、小澤一美さんの退席を求めます。

（12番 小澤一美君 退席）

○議長（奥山幸子君） 説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の11をお願いいたします。

議案第46号 令和3年度旧庁舎解体工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

令和3年度旧庁舎解体工事請負契約。

令和3年度旧庁舎解体工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、令和3年度旧庁舎解体工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金8,628万4,000円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根181番地5、有限会社沖山興業、代表取締役、小澤智彦。

支出科目については省略いたします。

工期は令和4年1月31日となります。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、建設課長より説明させていただきます。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 次の裏面をご覧いただきたいと思います。

令和3年度旧庁舎解体工事、こちらのほうに書いてある図面の、赤い文字で①から⑤の建物がこの契約に関わる、対象となる建物となっております。

その説明として、右下の四角い枠の中に説明がありますので、こちらのほうをご説明させていただきます。

旧本庁舎棟、構造はRC造一部木造。面積というのは延べ床面積が書いてありますけれども、延べ床面積で1,119.17平米。

②旧電算室棟、RC造、91.63平米。

③旧生活改善センター棟、RC造一部CB造。CB造というのはコンクリートブロック造です。115.26平米。

④旧第2庁舎、RC造一部CB造。332.49平米。

⑤ごみ置き場、CB造、14.12平米。

以上が工事の内容となっております。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第23、議案第46号 令和3年度旧庁舎解体工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

12番議員、小澤一美さんの復席を求めます。

（12番 小澤一美君 復席）

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君）　続きまして、日程第24、議案第47号　檜立中之郷線道路改良工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君）　ただいまの次のページになります。

議案第47号　檜立中之郷線道路改良工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

檜立中之郷線道路改良工事請負契約。

檜立中之郷線道路改良工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、檜立中之郷線道路改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金1億3,805万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根2036番地、高橋建設有限会社、代表取締役、高橋隆志。

支出科目については省略いたします。

工期は令和4年3月26日となっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては建設課長より説明をさせていただきます。

○議長（奥山幸子君）　建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君）　こちらもう1枚おめくりいただきまして、今のページの裏面をご覧ください。

こちらの図面は、檜立中之郷線道路改良工事の平面図になっておりますが、今年度の工事は、橋梁部分の橋台1基ということになっております。

右上に唐滝川の下流側から上流側に向かって切つてある断面図が書いてあります。赤く塗つてある部分が今年度の工事範囲ということになります。

左下に具体的な工事内容が書いてありますが、まず、A2橋台基礎、深礎ぐい、直径2.5

メートル、深さ10.5メートル、このくいを4本設置します。また、A2橋台の躯体工としてフーチング、フーチングというのは横長に、長方形に書いてある部分がフーチング、これが1基、その上にたて壁ウイングが1基と、あとは仮設土留め工が一式ということになっております。

以上が工事の内容となっております。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） この周辺というのは、雨が相当降った場合にかなり水が出る場所ですよね。それに対して横に橋を架けるわけだけれども、水はどういうふうに流すか、ちょっと教えてください。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 橋の上に降った水は橋の下流、要するにA2橋台側から道路に向かって縦に排水をします。排水された水が唐滝川沿いの道路を下に向かって流れていって、唐滝川に放流されるという流れになっております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） そうなると、この道路を水が流れる、この橋を架けて、唐滝川じゃなくて道を通して流れてから唐滝川に入るということですか。

道を通るときってどうでしょう。ここ結構山歩きの人が使うところなので。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それは流量計算した上で排水施設を設置して、道路上を流すことはありませんので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第24、議案第47号 檜立中之郷線道路改良工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（奥山幸子君） 続いて、日程第25、議案第48号 八丈町立三根小学校特別教室等空調設置工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

- 企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第48号 八丈町立三根小学校特別教室等空調設置工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町立三根小学校特別教室等空調設置工事請負契約。

八丈町立三根小学校特別教室等空調設置工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、八丈町立三根小学校特別教室等空調設置工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金4,818万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町大賀郷3115番地、株式会社勝電技研、代表取締役、奥山勝也。

支出科目については省略いたします。

工期は、令和3年11月30日となります。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては教育課長より説明させていただきます。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 次のページをお願いいたします。

1階の平面図になります。

次のページが2階の平面図、さらに次のページが3階の平面図を添付しております。

斜線の部分が工事エリアとなります。理科室、家庭科室をはじめとする特別教室等へエアコンを設置し、増加する電気使用量に対応するため、電気室の容量等の改修工事を行うものです。

補足になりますが、この案件は三原小学校、予定価格が5,000万円を超える案件ですので、議会に付議しております。そのほか大賀郷小学校、三原小学校も、これと同時に工事を進める予定であります。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（山下則子君） 特別教室、本当にありがたいと思いますが、ひまわり組の教室がこちらのほうにありますよね。その生徒さんは、下駄箱とか、この工事をやる時にどうなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） メインとなる工事は夏休みの期間に行いまして、授業があるときは授業の迷惑にならないように、授業の負荷にならない工事を行います。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第25、議案第48号 八丈町立三根小学校特別教室等空調設置工事請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第26、議案第49号 棚昇降式消毒保管庫購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第49号 棚昇降式消毒保管庫購入契約。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

棚昇降式消毒保管庫購入契約。

棚昇降式消毒保管庫購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

記。

1、購入の目的、既存消毒保管庫（7台）の老朽化が著しく、購入することにより衛生管理及び安心・安全な給食の提供を図ることを目的とする。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金3,520万円。

4、契約の相手方、東京都大田区東六郷3-15-8、日本調理機株式会社、本社営業部長、早川桂司。

支出科目については省略いたします。

納入期限は令和3年8月31日となっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては教育課長が説明させていただきます。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 次の最後のページをお願いいたします。

洗浄した食器など、熱風により滅菌消毒し、次の使用まで保管しておく金型の保管庫でございます。電気制御による制御可能な棚となっております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第26、議案第49号 棚昇降式消毒保管庫購入契約は原案どおり可決いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第27、議案第50号 八丈町基本構想（令和3年度～12年度）・八丈町基本計画（令和3年度～7年度）の策定についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の12をお願いいたします。

第50号議案 八丈町基本構想令和3年度～12年度・八丈町基本計画令和3年度～7年度の策定について。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想を策定する必要があるので、本案を提出いたします。

冊子があると思いますが、八丈町基本構想、基本計画の説明をさせていただきます。

まず、2ページをお開きいただけたらと思いますが、こちらには基本構想と、また、位置づけと期間となっております。

期間になりますが、基本構想が令和3年度から12年度の10年間、基本計画は令和3年度から7年度の5年間となっております。各計画で示す施策の方向性の下、毎年ローリングして見直す実施計画を含め、町の施策の方向性を明らかにしながら、施策を推進していくこととなります。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

策定に当たりましては、SDGsの考え方を取り入れ、基本構想の分野ごとにSDGsにおける目標との関連性を示してございます。

また、継続性も維持する観点から、従前の町づくりの基本方向を引き継ぎ、ワークショップやパブコメを実施して構想をまとめてございます。

次のページ、6ページに体系図がございます。

将来像を「ともに支えあうあたたかい町」としてございます。

町づくりの基本方向として、4つの柱を掲げてございます。

1つ目が、住民が主役の町。2つ目が、島を生かす町。こちらは前基本構想では海洋を生かす町としておりましたが、視点を広くするという観点からも、島を生かす町としてございます。3つ目が、歴史と文化を生かす町。4つ目がクリーンアイランドを目指す町としてございます。

施策の大綱としまして、都市基盤、生活、文化・教育、産業、行財政・機構の5つに区分し、その区分ごとの項目に分けてございます。

それぞれの項目ごとの説明は省略させていただきますが、新たな項目といたしまして、都市基盤の(7)空き家対策、(8)関係人口・移住定住推進、(9)自然公園・自然環境が新たな項目となります。

内容につきましては、総合開発審議会に審議していただいた構想案の下、住民からの意見も調整させていただいてございます。

8ページ以降が、基本構想の項目ごとの内容となり、施策の方向性を示しております。

また、22ページ以降は基本計画の内容となります。こちらは今後5年間で施策として取り組む内容を示しております。

今回は、21ページまでの構想部分が議決案件となります。その審議をお願いしたいと思っております。

議決されれば、住民の皆さんへはダイジェスト版を作成して、折り込みにより配布し、周知をしていきたいと考えております。

また、住民や団体、8名から意見をいただいております。例えば、ダイビングポイント混雑解消対策ですとか、新たな補助事業の検討などがございます。

こちらは基本構想の内容で読み取れるという内容がほとんどでございましたので、1つだけ基本計画の部分に入れさせていただいたのは、生涯学習の関係でございます。伝統文化や文化資源の保存という項目がございました。それに加えて、歴史・資源を追記させていただいております。

また、住民の皆さんからいただいた意見は、全て担当課と情報共有をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

町といたしましては、この構想、計画の施策を、実施計画に反映して、着実に実行することが重要と考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（金川孝幸君） 令和3年度からの構想ということなんですけれども、既に令和3年度は3か月目に入っていますけれども、これ本来は3月の議会に提出をするべきものだったんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 今年の議会でもご説明させていただきましたが、コロナの関係もございまして、なかなか予定どおり進まなかったというのが事実でございます。今から冊子を作るとなると半年遅れになってはしまいますが、遡及させていただいて、その辺はご理解をいただきたい、そのように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

皆さん、目を通していらっしゃると思いますけれども、ご意見ありましたら。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第27、議案第50号 八丈町基本構想（令和3年度～12年度）・八丈町基本計画（令和3年度～7年度）の策定については原案どおり可決いたしました。

◎会議時間の延長

○議長（奥山幸子君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） では、ご異議ないものと認め、会議時間を延長いたします。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第28、議案第51号 町道の路線の廃止についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、資料の13のほうをお願いいたします。

第51号議案 町道の路線の廃止について。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

道路の管理上、廃止の必要があるため、本案を提出いたします。

1枚おめくりください。

町道の路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、別紙の町道を廃止する。

今回廃止するのは2路線あります。路線番号2068、路線名、八重根石場ケ下線。起点が大賀郷532、終点が大賀郷542-8。もう1路線は、路線番号2069、路線名、八重根1号線、起点が大賀郷527、終点が大賀郷540-1となっております。

めくっていただいて、裏面を見ていただきたいと思います。

航空写真つきの路線図が書いてありますけれども、今ご説明した2路線の位置関係はこの図面のとおりとなっております。

今回、東京都のほうで、八重根港のほうに新しい岸壁を造る工事が予定されておりまして、その新しい岸壁までのアクセス道路を設置するという関係で、その新しく造る岸壁に行くためのアクセス道路と町道が重なっている部分を廃止またはこの後の議案で新たに認定するための廃止の議案でございます。

もう一つは、八重根のロータリーの部分と、既設の町道が重なっている部分がありましたので、これも併せて廃止の手続きを取るための議案でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第28、議案第51号 町道の路線の廃止については原案どおり可決いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第29、議案第52号 町道の路線の認定についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、次のページをご覧くださいと思います。

第52号議案 町道の路線の認定について。

上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

道路の管理上認定の必要があるので、本案を提出します。

1枚おめくりいただきまして。

町道の路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙の町道を認定する。

路線番号、路線名等については先ほどと同じでございますが、起点が変わっておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。路線番号2196、起点、大賀郷543-1、終点、大賀郷542-8。路線番号2197、起点大賀郷527、終点大賀郷540-1となっております。

そのページの裏の面です。こちらは先ほどの廃止した町道の後に、東京都の道路として、東京都が整備する部分を除いた町道を、改めて認定するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（山下則子君） ちょっとお伺いいたします。

ロータリーから、この石場ケ下線に入る横道というんですか、西條商店のこっちの。その道路は、都道になるんですか。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 都道というと、言葉の捉え方が勘違いすることがあるので、一応東京都の道路と。都道というと、国道、都道、都道府県道、市町村道、道路法上の道路というふうに捉えられる可能性があるので、ここであえて東京都の道路という言い方をしますけれども、この八重根のロータリーから今3番議員がおっしゃられた短い区間の道路、そこも東京都の道路になります。

その後、この赤い部分が途切れているところから、右下の新しい新岸壁のところまでのアクセス道路を東京都が整備するという計画がございます。

○議長（奥山幸子君） 3番、よろしいですか。

○3番（山下則子君） はい。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） いまいち今の説明が分からなかったのもう一度お伺いします。

2068を短くして、2196路線にするということで、幅員が5.9から5.1と幅が広がっているんですけども、これを東京都が整備してくださるといことなんでしょうか。町が整備するのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 町道は、あくまでも町のほうでやりますけれども、東京都が町道の部分を東京都の道路に受け入れて、東京都の道路として整備する区間を、町道から外すための廃止・認定の議案でございます。

ちょっと、図のほうに東京都が整備する東京都の道路は書いていないので、分かりづらくて大変申し訳ないんですが、八重根のロータリーのところから、この赤線が切れているところを通過して、右下のほうに細かい材料がいっぱい置いてある部分を通って、さらに右下の新しい、ちょうど八重根石場ケ下線と書いてあるところ辺りが新しい新岸壁の設置場所になります。そこまでの道路を東京都が整備するという計画になっております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） その都が整備する道路はいいんですけども、この2196という短くした町道の幅員が広がっていますよね。それは町が広くするんですか。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） ちょっとごめんなさい。これは、もしかすると、申し訳ありません。ちょっと路線番号が、ちょっと確認させてください。もしかすると、資料の路線番号が違っているかもしれない。恐らく、この路線番号だけが、ちょっと間違っていて、廃止のほうの路線番号は、廃止のほうの路線番号が正しい番号で合っているかと思えます。

ただ幅員のほうは、八重根石場ケ下線のほうは、廃止する前は8.3から3.6というふうに書いてあって、再度認定するときには、5.9から5.1と書いてありますけれども、この8.3というのはロータリーの部分の幅員ですね。3.6というのがちょうどこの認定のほうの図の線が切れているところ辺りになりますので、広がるわけではなくて、幅員の幅が変わると。

8.3から3.6が、5.9から5.1になるということでございます。

○議長（奥山幸子君） 分かりましたか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 分かりました。

やめるところの幅が8.3から3.6で、新しい路線の番号になるところは、もともと5.9から5.1あったので、別に幅を広くするわけではないよということですね。了解いたしました。

○議長（奥山幸子君） 分かりましたか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第29、議案第52号 町道の路線の認定については原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第30、発議第1号 八丈町議会議員定数条例の一部を改正する条例を上程いたします。

提出者、5番、沖山恵子さん、ご登壇願います。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 八丈町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和3年6月10日、提出者、八丈町議会議員、沖山恵子。賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、同浅沼隆章、同山下則子、同山本忠志、同菊池 良、同小川 一、同山下 巧、同岩崎由美、同金川孝幸、同廣江 才、同小澤一美、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

議員定数削減のため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

1枚おめくりください。

八丈町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

八丈町議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中、「14人」を「12人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第30、発議第1号 八丈町議会議員定数条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎発言の訂正

○議長（奥山幸子君） 先ほどの町道の認定についてなんですが、建設課長から説明があります。

建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） すみません。大変申し訳ありません。先ほど路線番号が間違っているということをマイクを通して言ってしまったんですけれども、実際は一度廃止した路線番号はもう二度と使えないということになっているみたいなので、路線名は変わらないんですけれども、路線番号は新たな路線番号として認定はしていただきたいということで、間違いではございません。

大変失礼いたしました。

○議長（奥山幸子君） 分かりました。ありがとうございました。

◎承認第10号の上程、承認

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第31、承認第10号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を
求めるものであります。

ここで休憩いたします。

(午後 4時06分)

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 4時08分)

○議長（奥山幸子君） 日程第31、承認第10号、南大東村訪問については、10番の金川孝幸さ
ん、そして私の2名を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり、承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第32、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動に
ついてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動で
きるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第32、議会運営委員会の特定事件の調査
活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。
よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、令和3年第二回八丈町議会定例会を閉会いた
します。

(午後 4時09分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年6月10日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 岩 崎 由 美

署 名 議 員 金 川 孝 幸